

令和元年

赤平市議会第2回定例会会議録（第1日）

6月17日（月曜日）午前10時00分 開会
午後3時00分 散会

○議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 令和元年度所信表明演説（市長）
・教育行政執行方針（教育長）
- 日程第 6 議案第 7号 赤平市選挙公報
発行条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 8号 赤平市森林環境
譲与税基金条例の制定について
- 日程第 8 議案第 9号 赤平市災害弔慰
金の支給等に関する条例の一部改
正について
- 日程第 9 議案第 10号 赤平市家庭的保
育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正につ
いて
- 日程第 10 議案第 11号 赤平市放課後児
童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部改
正について
- 日程第 11 議案第 12号 赤平市国民健康
保険条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 13号 赤平市介護保険
条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 14号 消費税率及び地
方消費税率の引上げに伴う関係条
例の整備に関する条例の制定につ
いて
- 日程第 14 議案第 15号 北海道市町村職

員退職手当組合規約の変更につ
いて

- 日程第 15 議案第 16号 令和元年度赤平
市一般会計補正予算
- 日程第 16 議案第 17号 令和元年度赤平
市国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第 17 議案第 18号 令和元年度赤平
市霊園特別会計補正予算
- 日程第 18 議案第 19号 令和元年度赤平
市介護保険特別会計補正予算
- 日程第 19 議案第 20号 令和元年度赤平
市水道事業会計補正予算
- 日程第 20 議案第 21号 令和元年度赤平
市病院事業会計補正予算
- 日程第 21 報告第 1号 株式会社赤平振
興公社の経営状況について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 令和元年度所信表明演説（市長）
・教育行政執行方針（教育長）
- 日程第 6 議案第 7号 赤平市選挙公報
発行条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 8号 赤平市森林環境
譲与税基金条例の制定について
- 日程第 8 議案第 9号 赤平市災害弔慰
金の支給等に関する条例の一部改
正について

日程第 9	議案第 10号 赤平市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	4番	鈴木明広君
		5番	五十嵐美知君
		6番	北市勲君
		7番	御家瀬遵君
日程第10	議案第 11号 赤平市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	8番	伊藤新一君
		9番	東成一君
		10番	若山武信君

○欠席議員 0名

○説明員

日程第12	議案第 13号 赤平市介護保険条例の一部改正について	市長	畠山渉君
日程第13	議案第 14号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	教育委員会教育長	多田豊君
		監査委員	早坂忠一君
		選挙管理委員会委員長	壽崎光吉君
		農業委員会会長	中村英昭君
日程第14	議案第 15号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について	副市長	伊藤嘉悦君
		総務課長	熊谷敦君
		企画課長	林伸樹君
		財政課長	尾堂裕之君
		税務課長	田村裕明君
日程第15	議案第 16号 令和元年度赤平市一般会計補正予算	市民生活課長	町田秀一君
日程第16	議案第 17号 令和元年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算	社会福祉課長	野呂道洋君
日程第17	議案第 18号 令和元年度赤平市霊園特別会計補正予算	介護健康推進課長	千葉睦君
日程第18	議案第 19号 令和元年度赤平市介護保険特別会計補正予算	商工労政観光課長	磯貝直輝君
日程第19	議案第 20号 令和元年度赤平市水道事業会計補正予算	農政課長	若狭正君
日程第20	議案第 21号 令和元年度赤平市病院事業会計補正予算	建設課長	高橋雅明君
		上下水道課長	亀谷貞行君
		会計管理者	蒲原英二君
日程第21	報告第 1号 株式会社赤平振興公社の経営状況について	あかびら市立病院事務長	永川郁郎君
		教育 学校教育委員会 課長	大橋一君
		社会教育課長	伊藤寿雄君

○出席議員 10名

1番	竹村恵一君
2番	安藤繁君
3番	木村恵君

監査事務局長	中西智彦君
選挙管理委員会事務局長	梶哲也君

農業委員会
事務局 長 若 狹 正 君

○本会議事務従事者

議 会 事務局 長 井 波 雅 彦 君
" 総務議事 安 原 敬 二 君
係 長
" 総務議事 笹 木 芳 恵 君
担当主査

(午前10時00分 開 会)

○議長(若山武信君) これより、令和元年赤平市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(若山武信君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、3番木村議員、8番伊藤議員を指名いたします。

○議長(若山武信君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から26日までの10日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から26日までの10日間と決定いたしました。

○議長(若山武信君) 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(井波雅彦君) 報告いたします。

諸般報告第1号ですが、市長から送付を受けた事件は16件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、議長報告であります。平成31年第1回定例会以降令和元年6月16日までの動静につきましては、記載のとおりであります。

次に、例月現金出納検査の結果であります。監査委員報告書の概要を記載しております。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(若山武信君) 日程第4 市政の報告であります。

一般行政について報告を求めます。市長。

○市長(畠山渉君) [登壇] 前定例会以降の市政の概要につきましてご報告申し上げます。

初めに、炭鉄港日本遺産の認定について申し上げます。本年1月に日本遺産の認定申請をしております「本邦国策を北海道に観よ！～北の産業革命「炭鉄港」～」について5月20日、日本遺産に認定され、認定証の交付を受けたところでございます。また、5月28日には鈴木直道北海道知事に炭鉄港が日本遺産に認定されたことを報告し、あわせて道としてより一層の協力をお願いしたところでございます。今後におきましては、各管内の振興局と13市、町、関係団体で構成する炭鉄港推進協議会において連携し、取り組んでまいります。

次に、全国及び北海道市長会の動向につきまして申し上げます。5月15日に令和元年春季北海道市長会定期総会が釧路市で開催され、急速に進む人口減少と超高齢化の進行に的確に対応していくため、昨年6月閣議決定されたまち・ひと・しごと創生基本方針2018において令和2年以降の次期総合戦略の策定に取り組むとされたところであり、より一層の成果を上げられるよう地方創生に関する決議を採択したところでございます。また、良質な農畜産物を安定的に生産、供給し、農林水産業が地域の基幹産業を担っている本道にとって生産者や関係者が安心して経営に取り組むことができる支援策を講ずるため、本道の農林水産業の振興、体質強化に万全を期すよう強く要請する自由貿易協定等に関する決議を採択したところでございます。また、鉄道は通院や通学等の移動手段として地域住民の生活を支えるとともに、地域間の人の交流や物流輸送の根幹をなし、北海道の将来にかかわる極めて重要な社会資本でありますことから、拙速な路線の見直しは本道に甚大な影響を及ぼすものと危惧されております。JR北

海道への国の支援に関する内容については、経営再建に向けた抜本的な見直しについて、増収策への支援などを求めるＪＲ北海道の安定的な経営に向けた支援に関する決議を採択したところでございます。また、急速に進む少子高齢化社会に対応した福祉、医療サービスの充実や地域経済の振興など地域住民の安全と安心を確保するため、地方行財政、社会保障制度改革、エネルギー政策と原子力発電所に関する決議が採択されたところでございます。また、6月12日に第89回全国市長会議が東京都で行われ、国が進める地方分権について、国と地方の役割の明確化やまち・ひと・しごと創生総合戦略など基本理念に基づいた真の地方分権改革が実現するよう採択されたところであります。

次に、ＪＲ根室本線対策協議会について申し上げます。6月4日、富良野市において令和元年度根室本線対策協議会総会が開催され、2件の報告案件、3件の協議案件を承認したところであります。なお、北海道知事より本協議会に提案がございました。ＪＲ北海道が言う単独では維持することが困難な線区、いわゆる黄色線区であります。ＪＲ北海道が根室線を含む全8線区において実施する定時性や利便性、快適性の向上などの利用促進に資する投資的経費を支援対象としたＪＲ北海道に対する緊急的かつ臨時的な支援について協議をいたしました。負担額につきましては、北海道が1億4,000万円、黄色線区8線区沿線自治体で6,000万円、そのうち根室線滝川富良野間につきましては475万円を2カ年負担することで根室本線対策協議会としても同意したところであります。また、根室線を維持、活性化するために策定された根室線事業計画、いわゆるアクションプランであります。利用促進や経費節減などＪＲ北海道と沿線自治体が一体となって取り組み、機運の醸成を図ることを目的とした根室線アクションプラン実行委員会が設立され、総会に先立って第1回実行委員会が開催されました。アクションプランにつきましては、先ほど申し上げました黄色線区8線区全てが線区ごとに本年4月に策定し、根室線の維

持存続に向けＪＲ北海道と地域が一体となって推進するものとなっております。今後におきましても根室本線対策協議会において沿線自治体等と連携を深め、地域公共交通の根幹をなすＪＲ根室線の維持存続に向け取り組んでまいります。

次に、第2次赤平市健康増進計画について申し上げます。市民の健康寿命の延伸を目指し、今年度から10カ年を計画期間とする第2次赤平市健康増進計画を本年3月に策定いたしました。本計画は、現状把握のために実施した市民アンケート結果等をもとに生活習慣病予防、こころの健康、栄養・食生活、身体活動・運動、喫煙と飲酒、歯・口腔の6つの分野で検討し、健康づくりの具体的な取り組みを示しております。今後におきましても本計画に基づき市民の健康寿命の延伸を目指すとともに、個人や家庭、地域、行政が一体となって健康づくりの推進に努めてまいります。

次に、赤平市ふるさとガンバレ応援寄附金、ふるさと納税について申し上げます。本市におきましては、寄附者に対しお礼の品をお送りするふるさと納税について平成27年度より本格的にスタートしておりますが、これまで赤平市に縁のある方を初めとする全国各地の皆様から多くのご支援を賜り、平成30年度につきましては約1万7,400件、3億4,000万円ものご寄附をいただき、改めてお礼申し上げる次第でございます。全国の皆様からいただいた心温まるご寄附については、本市のまちづくりのために大切に使用させていただくとともに、返礼品となる特産品等のPRを積極的に行い、今年度もご支援いただけるよう努めてまいります。なお、報道等でご承知かと存じますが、ふるさと納税制度については一部の自治体がルールを守らないなどを発端に制度が厳格化され、指定制度に移行されました。本市におきましてもこの指定を受けるべく本年4月にふるさと納税の対象となる地方団体の指定に関する申出書を総務大臣宛てに提出し、5月14日、通常の指定期間となる本年6月1日から来年9月30日までの1年4カ月間の指定通知を受けたことをあわせてご報告申し

上げます。

次に、らんフェスタ赤平2019について申し上げます。第19回目となりましたらんフェスタ赤平2019は、4月12日から14日までの3日間にわたり総合体育館を会場として開催されました。全道の蘭愛好家の皆さんが丹精込めて育てられた多種多様な蘭、389鉢が会場を埋め尽くし、ことしの特別展示は特殊な技術で青色に染めたコチョウラン、ブルーエレガンスを展示し、神秘的な雰囲気と圧倒的な存在感で来場者の目と心を魅了いたしました。お花の展示のほか、ウエルカムミュージックといたしましてピアノの生演奏、ジャズやポップスのミニコンサートも会場を盛り上げ、筆ペンを使った似顔絵パフォーマンスは毎日定員を超える集客がありました。また、ロビーでのトルコアイス実演販売、喫茶コーナー、赤平の特産品等をお得に販売するらんらんタイムセールの開催、毎年好評いただいております江尻光二氏による講演会、中空知の市、町の協力のもと、中空知の食と観光物産フェアを特設会場にて同時開催し、大いににぎわいを見せたところでございます。3日間で昨年より131人多い7,377の方が観覧され、蘭の観賞やイベント、食を楽しみ、赤平を満喫していただいたと感じております。この間、会場の設営から撤収まで当日のお客様への対応など実行委員会を初め、多くの企業、団体、関係機関、そして市民皆様のご協力によりまして盛大に終了することができましたことに心から感謝を申し上げる次第でございます。今後も市民に親しまれ、楽しんで参加していただけるイベントづくりに努めてまいります。

次に、交通安全について申し上げます。春の全国交通安全運動は、5月11日から20日までの10日間、延べ1,308名の市民の皆様のご協力のもとに展開したところであります。運動期間中は、早朝交通安全街頭啓発を初め、交通事故死ゼロを目指しての交通安全祈願祭や旗の波作戦等、効果的な運動を実施いたしました。本年に入り、全国、全道での交通事故死亡者数は5月末日現在、前年同月比で昨年より若干減少傾向ではございますが、報道等では高齢者ド

ライバーの事故、小さなお子様が犠牲になる事故など痛ましい交通死亡事故が相次いでおります。本市におきましては、交通事故件数が2件、負傷者も2人と昨年に比べ減少となっており、本年5月26日に平成25年12月3日から目標としておりました交通事故死ゼロ2,000日を達成したところであります。今後も交通安全意識を高め、交通事故防止の徹底、安心、安全な地域づくりを交通安全団体並びに町内会や市民の皆様とともに形成していき、交通事故防止に努めてまいります。

最後に、工事の進捗状況につきましては別紙のとおりでございます。

以上、市政の概要についてご報告申し上げますが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 次に、教育行政について報告を求めます。教育長。

○教育長（多田豊君）〔登壇〕 それでは、前定例会以降の教育行政の概要についてご報告いたします。

初めに、学校教育関係について申し上げます。最初に、小学校統合についてであります。新校舎の間取りなどを検討した結果の統合小学校基本構想、基本設計が2月末に終了したところでです。基本設計の概要につきましては、3月13日開催の統合準備委員会において報告、確認を行うとともに、統合準備委員会だよりとして町内会回覧や市ホームページへの掲載により周知を図ったところでです。本年度は、基本設計に基づきさらに詳細を協議する実施設計を発注し、各関係者と協議を重ねているところであります。また、新年度からの実施を予定しております新築工事にかかわります旧赤平中学校の解体工事につきましては、昨年度実施設計を終え、工事に着手しております。

次に、市内小中学校の卒業式及び入学式についてであります。卒業式は小学校が3月20日、中学校が3月12日に行われ、小学校3校では60名の児童、中学校では64名の生徒が思い出を胸に学び舎を後にいたしました。また、入学式は4月5日に行われ、新

入学児童が37名、中学校進級者が60名となっております。なお、赤平幼稚園においては卒園式が3月15日に行われ、12名が卒園し、入園式が4月8日に行われ、16名が入園したところです。

次に、平成31年4月1日付教職員の人事異動についてであります。本年度は退職者1名を含む転出教職員13名に対して、転入教職員17名を受け入れたところです。

次に、学級編制の状況についてであります。3月定例会におきまして、平成31年度の児童生徒数及び学級編制の見込みについて申し上げましたが、5月1日現在、小学校においては児童数が307名で普通学級18学級、特別支援学級6学級の合計24学級となり、中学校においては生徒数が159名で普通学級6学級、特別支援学級3学級の合計9学級として認可を受けました。また、赤平幼稚園の編成状況につきましては、3歳児12名、4歳児20名、5歳児19名の合計51名で3学級となったところです。

次に、赤平市ごと・ひと・まち創生総合戦略の施策として平成28年度より制度を開始しました人材育成・定住促進奨学金についてであります。本年度の申請者11名につきましては、4月26日開催の第5回教育委員会及び5月31日開催の第6回教育委員会において審議し、申請者11名全員の決定を行ったところです。決定者の内訳は、高校生1名、専門学校生6名、短期大学生2名、私立大学生2名となっており、継続者と合わせると奨学生は35名となったところです。なお、当面継続予定の現行制度、赤平市奨学資金につきましては、本年度の申請者はおりませんでした。また、高等学校等通学費等支援事業につきましては、5月中旬に対象者と思われる保護者宛てに申請の勧奨通知を行い、申請の受け付けを行っているところです。

次に、赤平市ごと・ひと・まち創生総合戦略の施策として昨年度より実施しております公設塾の開設についてであります。小学生を対象とした子ども塾、中学生を対象とした公設学習塾ともに昨年度の開設期間は9月から2月までの6カ月間でありまし

たが、本年度は開設期間を5月中旬から2月末までと拡充し、既にスタートしております。昨年度の登録児童生徒数と比較しますと、ともに若干下回っている状況ではありますが、学力の向上並びに学校以外での学習習慣の定着化につながるものと期待しているところであります。

次に、文部科学省の全国学力・学習状況調査についてであります。4月18日、本市でも全国一斉に合わせ実施いたしました。ことしで13回目となりますこの調査は、市内全小中学校の該当学年である小学校6年生と中学校3年生を対象とした悉皆調査であり、予定どおりに実施したところです。集計する文部科学省による調査結果の発表の前に、市教委では学力向上対策には迅速な対応が必要との判断から、全小中学校に対し正式な調査結果を待たずに各学校において独自に採点することにより、その傾向を速やかに把握するよう指示したところです。また、ことしも赤平市学力向上委員会を中心に状況の把握と赤平市学力向上プランによる学力向上策を講じてまいります。あわせて道教委の事業でありますほかいどう学力向上推進事業の授業改善等支援事業において、今年度は赤平中学校を拠点校として道教委の指定を受け、同時にその他の学校を協力校として同様の取り組みを進めることにより全児童生徒の学力の底上げを図ってまいります。

次に、コミュニティ・スクールについてですが、導入要件であります学校運営協議会の設置が努力義務化されたことに伴い、本市としては昨年度まで2年間実施してまいりました学校関係者評価委員会を本年度から学校運営協議会に発展させることを目指してきたところであります。6月10日に地域住民、保護者、学校運営に資する活動を行う者、学校の校長及び教職員など16名の委員により構成された赤平市学校運営協議会を発足し、第1回目の会議を開催いたしました。会議では、学校運営協議会運営要領の確認、各学校長による学校運営の基本方針の承認、今後の推進日程等についての協議をしていただきました。今後におきましても地域総がかりで子供たち

を育む仕組みを整えてまいります。

次に、幼稚園、各小学校の運動会及び中学校の体育大会についてであります。赤平中学校の体育大会が5月25日に、豊里小学校、赤間小学校、両校の運動会が6月1日に、茂尻小学校の運動会が6月2日に、赤平幼稚園の運動会が6月16日に開催されました。幼稚園の運動会においてはあいにくの雨模様のため体育館での開催となりましたが、小学校及び中学校においては風薫る爽やかな季節の中、子供たちは仲間とともに協力し合い、元気いっぱい全力で取り組んでおりました。

続きまして、社会教育関係について申し上げます。初めに、文化財関係についてですが、5月20日、文化庁の日本遺産に炭鉄港が認定されましたが、赤平市関係の構成文化財として立坑やぐらと周辺施設など3カ所が含まれました。認定されたことの効果として、炭鉱遺産ガイド施設への入館者の増加や炭鉱遺産など本市の文化財保護への理解拡大が期待されています。また、5月15日、赤平市炭鉱遺産ガイド施設が一般社団法人照明学会北海道支部からその年に道内において竣工した優秀な照明施設の審査により2018年北海道優秀照明施設賞を受賞しました。さらに、5月26日、ズリ山展望広場植樹会が開催されました。平成29年度より毎年地元企業の有限会社三樹工業様からソメイヨシノの苗木100本を寄贈していただいておりますが、ことしも市内の子供たちを含む市民並びに市に縁のある方々によりご参加をいただきました。

次に、ふるさと少年教室について申し上げます。ことしも全5回の研修を実施してまいります。今回初めて小学生時代にふるさと少年教室に3回、3年間参加した経験のある中学生がリーダーとして小学生に対する指導を行う予定です。さらに、本年度は保護者の参加も可能な特別編の行事も予定しております。

次に、社会体育関係であります。虹ヶ丘球場、市営テニスコート、赤平パークゴルフ場、住友河畔パークゴルフ場、翠光苑パークゴルフ場の屋外体育

施設につきましては5月1日、市民プールにつきましては6月1日にオープンいたしました。また、本年度も北翔大学との包括連携協定事業として5月19日に市内の小学生を対象とした子供体力測定会、走り方教室を開催いたしました。当日は天候に恵まれ、小学生37名の参加となりました。旧中央中学校グラウンドでの50メートル走と総合体育館での体力測定会を行い、子供たちの体力向上に寄与する行事となりました。

次に、図書館関係について申し上げます。移動図書館についてですが、前年度東公民館での貸し出し実績がわずかだったため、本年度から市内の東地区として平岸コミュニティセンター、西地区として文京生活館に変更しているほか、豊里、赤間、茂尻の市内3小学校で実施しており、図書に関する関心を高めてもらうことを目的に会場数を増加しております。

以上、教育行政の概要についてご報告をさせていただきましたが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 日程第5 令和元年度所信表明演説を行います。市長。

○市長（畠山渉君） 〔登壇〕 I はじめに

令和元年赤平市議会第2回定例会の開会にあたり、市政運営に関する所信を述べさせていただきます。

このたびの市長選挙におきまして、市民の皆様からご支援をいただき、市政の先頭に立たせていただくこととなりました。

わたくしにとって、市政運営は初めてでございますが、赤平市職員として33年間勤め、さまざまな分野を担当してきた行政経験を基に、これからの4年間、大任を与えて下さった赤平市民のご期待に応えるべく、市政の遂行に全力で取り組んでまいります。

「任重くして道遠し」昔からあまりにも言い古された言葉ですが、今、わたくしは、この言葉を痛い

ほど身にしみて感じております。

市民皆様のご期待に応え、この言葉を戒めとして、ただいまの気持ちを忘れることなく、努力してまいりたいと思いますので、議員各位をはじめ、市民皆様の格段のご支援とご協力を、お願い申し上げる次第であります。

わたくしは、今後4年間の市政運営として、「市民との対話を交えた政策決定プロセスの確立」について、大きく2点を訴えてまいりました。

第一点目は、赤平版世論調査となる「市民アンケートの実施」であります。いかなる政策であっても、その立案作業の出発点は、現況の調査であります。

その社会において営まれている住民の生活実態を把握することなくして、役に立つ政策は生まれてこないのみならず、かえって住民をミスリードするような政策を生むことにもなりかねないのです。

政策とは、空想や理念によって生まれるものではなく、社会の実態を把握し、これを正しく認識してこそ、地に足のついた政策が生まれると考えております。

行政活動の目標は、「住民福祉の向上」に置かれていることは、言うまでもありませんが、現状の改善を意図するという方針である以上、現状を踏まえ、どのような手段・方法でその目標を達成しようとするのかを考えるためには、まず第一に、現状がどのようなになっているのかを知ることが必要であるからなのであります。

「市民アンケートの実施」につきましては、まずは、「市に力を入れてほしいことは何か？また、よくやっていると思うことは何か？」など、市全般にわたる住民の意向を把握し、検証をした上で、各施策に結び付けてまいりたいと考えており、このアンケートにつきましては、一度ではなく、テーマを絞ったアンケートも随時おこない、次年度以降につきましても1年間の振り返りも含めたアンケートの実施を継続してまいります。

次に第二点目は「事業の決定過程の透明化」であります。

事業が正式決定されるまでの過程で、事業の具体的な内容や見積りなどの行政情報が市民に提供されることは、これまでほとんどなかったと思います。

確かに、行政部内において、事前に専門的見地から検討をおこなうことは、事業執行の合理性や効率化を高める上で必要なプロセスであります。

しかし、その事業が本当に地域にとって必要なのか、その事業規模が人口規模や住民負担に照らして適正なのか、長期的に高い利用率が見込まれるか、他に代替案はあるのかといった情報は、むしろ事前に積極的に市民へ提供し、市民の視点で吟味した方が望ましいと考えております。

変に隠すと、かえって市民と行政との信頼関係を損なうことになるからであります。市民が情報公開制度を利用して行政に情報の公開を求めていくということも重要であります。むしろ行政の側から積極的に市民に情報を提供し、市民とともに公共事業の進め方を考えていくというのが、本来のあるべき姿であると考えております。

令和元年度につきましては、令和2年度から10年間の市の最上位計画となる、「第6次赤平市総合計画」の策定年となります。

まずは市民アンケートを実施し、現況を把握した上で、計画に反映させ、また、アンケートの実施結果や策定の過程につきましても、市民の皆様にお伝えすると共に住民懇談会や各団体との懇談などにより、広く意見を聴いてまいります。

その上で、政策的な事業が必要な場合につきましては、事業の決定過程の透明化を図るべく、積極的に市民に情報提供し、市民とともに事業の進め方を考えてまいります。

また、「赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略」につきましては、令和元年度が最終年となります。

国におきましては、人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指すため、人口減少を克服し、将来にわたって成長力を確保し、

「活力ある日本社会」を維持するため、「地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」「地方への新しいひとの流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」という4つの基本目標に向けた政策を進めており、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」の閣議決定をしたのち、12月には第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の閣議決定がされるようであります。

国の「第2期総合戦略」を勘案し、地方公共団体において、地方版総合戦略の策定が求められてまいりますので、国の方針にも注視しつつ、既に最終年である令和元年度の事業も始まっており、本議会におきましても政策予算の計上をしているところであります。

先ほど申し上げましたとおり、第6次赤平市総合計画の策定年でありますので、「赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略」の実施による、効果、課題等も含め、検証した上で、第2期の「赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略」を策定してまいります。が、「第6次赤平市総合計画」と同時進行となるため、10年にわたる赤平市の全体像を示すものについては、総合計画に盛り込み、人口減少対策に特化し、ポイントを絞った上で、具体的な事業の実施を盛り込んだ、総合戦略を策定してまいります。

わたくしの公約は「市民との対話を交えた政策決定プロセスの確立」において、赤平版世論調査となる「市民アンケートの実施」、「事業の決定過程の透明化」の2点であります。

市の広報、広く知らせること、広聴、広く聴くこと、この機能の強化を図り、住民生活の実態や市民の声をしっかりと把握し、その上で、市の現状・やっていること・やろうとしていることを丁寧に伝えます。

多くの市民が納得できる政策決定のプロセスを大事にし、丁寧に繰り返すことで、市民一人ひとりがまちづくりの主人公であるとの機運を盛り上げ、市

民とともに未来につながる安心・安全、そして、住んでいてよかったと思えるまちづくりを進めてまいります。

それでは、令和元年度における主な施策につきまして述べてさせていただきます。

Ⅱ 主な施策

1 赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略

令和元年度は計画期間最終年であることから、基本的には継続実施してまいります。が、その実施内容が平成30年度と異なるものにつきまして触れさせていただきます。

(1) 地元産業の強みを活かした雇用確保と地域産業の振興

本市の製造業は、ものづくりのまちとして、平成29年工業統計においても、製造品出荷額が約227億円で空知管内第4位、従業者数も1,133人で管内第3位と、まちの経済と雇用に大きく貢献されております。

しかしながら、日本全体における生産年齢人口の減少や中空知における有効求人倍率が1.31倍と売り手市場になっており、人材不足が深刻な状況となっております。

優良企業PRにつきましては、平成31年2月20日に企業情報WEB版「ジョブリポ！赤平のシゴト」サイトを開設。企業による雇用情報などの直接入力に対応し、企業の雇用確保を促進します。

また、スマートフォンでも閲覧することができ、新着情報をいち早く見られるなど学生にも使い勝手のよい環境を整備しており、サイトの活用を促し優良企業や雇用情報を発信してまいります。

求人、求職の市町連携PRにつきましては、令和元年度も、中空知定住自立圏構想に基づく、「なかそらち会議」における圏域の企業紹介を進め、合同企業説明会を実施し、空知総合振興局による地元就職応援フェアにも積極的に参加してまいります。

新たな事業として、滝川市、芦別市、上砂川町と「NAKASORAにこよう推進協議会」を立ち上げ、企業見学バスツアーや就職支援セミナーなどの実施、「地元企業の人手不足解消」と「若年層の地

元就職推進」を目指し、労働力の流出を防ぎ、確保に向けた広域連携に取り組んでまいります。

求人・求職窓口の設置につきましては、平成30年度に労働局に特定地方公共団体として無料職業紹介事業の届出をおこないました。

これにより、求人・求職の窓口として直接職業紹介ができることとなり、移住のきっかけや雇用の確保に努めてまいります。

6次産業化事業につきましては、これまでの農産物の生産から加工・流通・販売を進めるべく、たきかわ農業協同組合女性部赤平支部が、長年、自ら生産したトマトや大豆を原料とし、トマトジュースや味噌などに加工し、販売委託をおこないながら、自らも販売をしており、更には、新たな加工品の試作をおこない、商品化することもおこなっております。

また、外部の目線で新たな地元農産物の加工品を、地域特産品のブランド化を図るため、「農産物を活用した特産品業務」として若手農業者や地域おこし協力隊も参画し、2品の加工品ができたことから、令和元年度は、特産品としてPR活動をおこないながら、販売の体制整備を確立するため、特産品ブランド化推進業務を進めてまいります。

(2) 若者が安心して子どもを生み育てられる地域づくり

本市を持続可能な地域社会とするためには、未来を担う子どもたちを生み育てやすい環境づくりを進め、子育て世代や若者に住み続けていただく、あるいは移り住んでいただき、将来のまちを築き上げていくことが重要です。

子育て世帯向け住宅の建設につきましては、学校区を中心とした地域で、安心して子どもを生み育てられる住宅整備を目指し、令和2年度の完成に向け、吉野第一団地1号棟の建設をおこなってまいります。

児童福祉施設の充実につきましては、平成30年度実施のアンケート調査の結果や施設の必要性についても分析をおこなった上で、子ども・子育て会議などで協議し、令和2年度が始期となります、第2期

子ども・子育て支援計画や平成30年12月に策定しました児童福祉施設整備計画にも反映させてまいります。

(3) 高齢者が生きがいを持って安心して生活できるプラチナ社会の形成

地域医療の確保につきましては、高齢者が可能な限り地元で診察・診療等ができるよう、医師・看護師・医療技術者等の必要な人材の確保を図りながら医療提供体制の維持に努めてまいります。

また、平成30年度から一般病床の一部を地域包括ケア病床に転換するとともに、令和元年度からは地域医療連携室を創設するなど、地域の医療・介護の関係機関との連携を促進しながら、高齢者等の在宅復帰・療養支援の充実に努めてまいります。

(4) 恵まれた自然環境と地域資源を活かした個性と魅力あるまちづくり

「本邦国策を北海道に観よ！～北の産業革命「炭鉄港」～」が、このたび新たに日本遺産に認定されました。

近代北海道を築く基となった、石炭の空知、鉄鋼の室蘭、港湾の小樽の3地域とそれらをつなぐ鉄道を舞台に繰り広げられたストーリーであります。

今後につきましては、各管内の振興局と13市町、関係団体で構成する、「炭鉄港推進協議会」において、連携し取り組んでまいります。

A K A B I R A ベースによる地元PRにつきましては、特産品推進協議会が主体となり、赤平市の観光情報発信基地としてのPRの充実、農作物販売の充実を図るほか、商品PRの工夫について勉強し、まちなかの商店街への流入人口の増大につなげるよう、令和元年度におきましても、さらなる農作物の充実や、情報発信コーナーの強化をおこなってまいります。

2 第5次赤平市総合計画

既に計画の期間を過ぎていることから、重点施策のみを述べさせていただきます。

(1) すこやかで安心して暮らせる社会をつくりましょう

平成31年3月に作成しました「第2次赤平市健康増進計画」に基づき、健康づくりを進めてまいります。

令和元年度は計画の内容を市民の方に理解していただくために、ダイジェスト版の全戸配布、健康教育等を通じ周知を図ってまいります。

特に、赤平市民の健康課題である「高血圧」と「喫煙」に対して、健康相談、健康教育、講演会、イベント等を通じ、生活習慣の改善、重症化予防、受動喫煙対策に取り組んでまいります。

また、引き続き保健師の地区担当制を推進し、地域の健康に責任をもち、地域住民と共に健康づくりを進め、乳幼児から高齢者まで幅広く地域住民の健康度の向上に努めてまいります。

平成27年度に策定されました「子ども・子育て支援計画」が、令和元年度末で計画の終期を迎えるため、令和2年度から6年度までの第2期計画を、子ども・子育て会議で、ご審議をいただきながら、策定してまいります。

保育所につきましては、令和元年10月より実施予定の幼児教育の無償化による影響に対処するため、保育需要を注視しながら、保育所に待機児童が生じることのないよう、引き続き、保育士の確保に努めてまいります。

地域防災につきましては、近年、全国各地で地震や異常気象等がもたらす被害が発生しており、平成28年度には、本市においても台風による被害が発生いたしました。

また、昨年は北海道胆振東部地震による道内全域停電などもありましたが、これらの災害を教訓として、自助、共助、公助が一体となり対応ができるよう地域間、地域と行政間の連携強化等を含めた防災体制づくりが重要となっております。

これまで同様、防災備蓄品等を計画的に整備し、令和元年度は茂尻地区を対象として防災訓練を実施するほか、ボンベタイプ発電機等の購入、また、防災行政無線の整備に向けて実施設計をおこなうなど、安心・安全な社会づくりを推進してまいります。

(2) 大地に根ざしたたくましい産業をつくりましょう

農業につきましては、重点施策である「売れる米づくり」ですが、平成30年産より、国主導でおこなってきた生産調整、いわゆる減反がおこなわれなくなりました。

これにより、生産過剰による値崩れの懸念がある中、北海道では、「生産の目安」を設けて、生産調整の代替措置として運用をすることになりました。

本市としてはJAをはじめ関係機関で組織する赤平市農業再生協議会で協議しながら、安全・安心な高品質米を生産し、販売につなげるため、「普及宣伝支援事業」などを通じ、「売れる米づくり」に対し、支援してまいります。

林業につきましては、令和元年度より森林経営管理法が制定されたことと、森林環境譲与税の導入などにより、森林管理のおこなわれていない森林を適正に管理することへの指導が求められることとなりました。

それらを勘案し、1つ目として、「赤平市有林整備の推進」は、国土の保全、水源の涵養、木材の供給など、森林の持つ多面的機能の役割を發揮するため、「森林環境保全整備事業」として植林及び間伐などの「赤平市有林整備の推進」を実施いたします。

2つ目として、「民有林整備の推進」は、公益的機能の發揮に配慮して、森林所有者に伐採を促すとともに、森林所有者の負担軽減を図り、伐採後の確実な植林などを支援するため、「未来につながる森づくり推進事業」を実施してまいります。

観光につきましては、エルム高原施設の緑豊かな自然環境と温泉やキャンプ場、コテージ等の魅力的な各施設のPRと効果的なソフト事業を実施し集客に努めてまいります。

(3) 生きる力を育む生涯学習社会をつくりましょう

子どもの未来を拓き、地域に根ざした信頼される教育を進めるため、総合教育会議を通じて市長と教育委員会とのさらなる連携を深め、学校教育及び社

会教育の充実を目指しながら、教育環境の整備に努めてまいります。

(4) ゆとりと潤いのある快適な生活を支えましょう

福栄地区の改良住宅建替事業につきましては、住吉団地6棟28戸の除却をおこなってまいります。

また、計画的な改修により住環境の改善や建物の延命化が図られる長寿命化型改善事業として、青葉団地D棟の改修をおこなってまいります。

都市計画マスタープランの見直しにつきましては、少子高齢及び人口の減少問題を踏まえ、また、令和元年度策定致します上位計画である「第6次赤平市総合計画」、北海道の都市計画区域マスタープランであります「整備・開発及び保全の方針」と「まちづくりの方向」、「まちの将来像」、「まちづくりの目標」など、整合が図られるよう見直しをおこなってまいります。

市道につきましては、安全な通行確保や住環境整備に向け事業を進めておりますが、令和元年度は、西文1条通など、7路線の改良舗装工事や排水整備等をおこなってまいります。

橋梁につきましては、「橋梁長寿命化計画」に基づき、維持管理や更新を計画的、効率的に推進するため、令和元年度は大谷沢2号橋ほか1橋の改修工事を実施してまいります。

地域公共交通につきましては、市民の日常生活を支え生活圏拡大を図る重要な役割を果たしております。

鉄道やバスなど民間事業者による公共交通の維持に努めるとともに、高齢者社会に対応した地域公共交通のあり方について、現状を把握した上で対策を検討してまいります。

上水道につきましては、人口減少等による水需要の低下、また浄水場や管路など施設の老朽化対策及び近年多発している自然災害の対応など水道事業経営について、中長期的視点に立った水道事業を検証し、事業規模の見直し、広域連携及び官民連携等抜本的な経営効率化に必要な検討を推進していきま

す。

下水道事業につきましては、計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に適確に取り組むため公営企業会計適用を目指し、自らの経営・資産等を正確に把握し、将来にわたり持続可能な事業運営に努めてまいります。

(5) 人と人が語り合い行動できる地域づくりを進めましょう

情報共有につきましては、まちづくりの基本であり、わたくしの掲げる「市民との対話を交えた政策決定プロセスの確立」の根幹でもあります。

令和元年度も引き続き「住民懇談会」「こんばんは市長室」「市長への手紙」を継続し、わたくし自らも各町内会連合会ブロック会議や各団体にも直接出向き意見交換をおこない、幅広い市民の声をまちづくりに反映いたします。

また、平成28年度に施行されました「障害者差別解消法」により、全ての人が情報を得られる環境、いわゆるWEBアクセシビリティによるバリアフリー化が求められております。

赤平市公式ホームページにつきましては、その対応が不十分であるため、システムの更新をおこなうとともに、災害時の情報が行き届くようスマートフォン対応や、リスク分散のための外部サーバーも整備してまいります。

赤平市ふるさとガンバレ応援寄附金につきましては、市内関係事業者のご協力によって、寄附者に対する返礼品を開始して以降、平成30年度につきましては、約1万7,400件、3億4,000万円もの寄附をいただいております。令和元年度におきましても、事業者と協議をおこないながら、魅力的な返礼品の掘り起こしや新たなポータルサイトの活用など事業の展開をおこなってまいります。

Ⅲ むすび

以上、今後4年間のわたくしの所信と令和元年度における市政執行について申し上げましたが、地域に暮らし活動している人びとが、私人としての営みをこえて発生する共通の諸課題のうち、自分たちの

負担と責任において共同処理しようとしても手に余る規模と性質を持った問題を、自分たちが選んだ機関に解決してもらい、その機関が「地方政府」としての自治体であると考えております。

中央政府について「国民主権」がいわれるように、地方政府では「住民主権」が出発点であります。

この「住民主権」の原則が現実に意味のある住民の行動として具現化されるためには、政策過程において「住民参加」が保障されなければならないと考えられます。

さらに、この「住民参加」の保障を要件として存立する以上、その政策や活動は住民のため、すなわち「住民福祉」の原則と呼ぶことができると思います。

以上のような、「住民主権」「住民参加」「住民福祉」の諸原則は、いわば三位一体となって分かちがたく結び付いて民主的自治の原理を構成していると考えており、その実現に向け全力で取り組んでまいっている覚悟であります。

市議会議員各位、並びに市民皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、わたくしの所信表明とさせていただきます。

○議長（若山武信君） 次に、教育行政執行方針について、教育長。

○教育長（多田豊君） 〔登壇〕 1. はじめに

令和元年赤平市議会第2回定例会の開会にあたり、赤平市教育委員会の所管行政の執行に関する方針について申し上げ、市議会並びに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず、赤平市の公立小・中学校の学校教育条件整備については、長年の課題でありました学校統合について、「赤平市立小・中学校適正配置計画」に基づき、統廃合を重ねながら、適切な学校規模の維持に努め、平成30年度当初の新生赤平中学校の誕生をもって、市内の中学校は1校となりました。新校舎も、昨年7月に完成。11月には落成式を行い、多くの関係者にご披露できたところであります。市内の小学校についても関係者との協議を重ね、1校体制

にすべく、令和4年度当初の統合を目指して方向付けをしたところであります。

次に、平成29年3月に告示されました小・中学校の新学習指導要領の理念でもある「生きる力～学びの、その先へ」の実現に向けて、新しい時代にふさわしい学びの姿や教育環境の改善、さらに、「安心・安全な学びを支える多様な教育支援」を目指し、「子どもの未来を拓き、地域に根ざした信頼される学校教育」を進めるため、各種制度を活用しながら、全力を傾注しているところであります。

また、「学校における働き方改革」については、国や道の動向を勘案しつつ、本市の「基本方針」を持ちながら、教員の働き方改革を推進するとともに、本年度よりコミュニティ・スクールの導入を進めて参ります。

社会教育につきましては、第5次赤平市社会教育中期計画に基づく「ゆとりある人生を求め、生涯にわたり楽しく学び、みんなで創るわたくしたちのまち」の目標に沿った、令和元年度社会教育推進計画を基本に、乳幼児、青少年、成人、高齢者の教育、芸術・文化・文化財、スポーツの振興及び社会教育の基盤整備の充実に努めて参ります。

また、第6次赤平市総合計画との整合性を図りながら、より一層社会教育を推進するため、令和2年度から令和6年度の第6次社会教育中期計画を策定いたします。

なお、昨年、北海道が命名され150年の節目を迎えたことと併せて、赤平市においては炭鉱遺産ガイド施設を7月にオープンさせましたが、昨年より取り組んでおります各種イベントの継続や、引き続いての利用者受入れに向けて、鋭意努力して参ります。

以下、四つの大綱に基づき教育行政を推進して参ります。

1. 将来に生きて働く学びの充実～より確かな生きる力の育成

まず、新学習指導要領についてです。

学習指導要領は、昭和33年に大臣告示の形で定め

られて以来、ほぼ、10年毎に改訂が行われてきておりますが、平成30年度より幼稚園で、令和2年度から小学校で、令和3年度からは中学校で新学習指導要領が全面実施されます。

今回の改訂の背景には、人工知能の飛躍的な進化に伴う社会構造や雇用環境の変化が、今後ますます進むことがあげられていますが、このような社会を生き抜く子どもたちには、持続可能な社会の担い手としての活躍が期待されております。

「よりよい学校教育がよりよい社会を創る」という理念のもと、子どもたちが社会に出てからも学校で学んだことを生かせるよう構成されています。そのために掲げられた柱が三つあります。一つ目は、実際の社会や生活で生きて働く知識や技能です。二つ目は、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力などです。三つ目は、学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性などです。学校教育では、これらの三つの力をバランスよく育むことを目指すことになります。

現在、各学校では、新学習指導要領への円滑な移行に向けて、学習内容の移行措置や「どのように学ぶか」についての授業改善が進行中であります。また、豊かな人間性を育む道徳教育においては、教科書で学ぶ「考え、議論する」道徳科も始まっております。新学習指導要領の趣旨を踏まえた教育活動を目指し、各学校の移行が円滑に進むよう対応して参ります。

次に、学力向上についてです。

本市の学力向上については、子どもが基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付けることができるよう、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習など、子どもの実情に応じた指導のほか、校内研修の成果を生かした授業改善を柱に取り組んでおります。

また、学力向上のためには、望ましい生活習慣が必要であることから、各学校における家庭学習の手引の配布や家庭学習の習慣化、生活リズムチェックシートの活用など、家庭における生活習慣の改善に

向けた働きかけを継続して参ります。

さらに、道教委による地域指定を受けた授業改善等支援事業や退職教員等外部人材活用事業の活用のほか、教育現場にも広がってきました情報通信技術、いわゆるICTの活用促進、学生ボランティア事業、子ども塾・公設学習塾、漢字検定、英語検定に対する費用補助等の施策も継続して参ります。

なお、全国学力・学習状況調査及び標準学力検査については、本市の児童生徒の学力や学習状況及び生活習慣等の状況を把握し、実態に応じた指導や教育施策に生かしております。特に、標準学力検査は、小学校高学年で社会・理科を導入して2年目を迎えることから、小学校と中学校の学びの連続を意識した分析や結果の活用を充実させて参ります。

次に、特別支援教育についてです。

特別支援教育を効果的に推進するために、幼稚園と小学校、小学校と中学校といった異校種間の連携による個別の教育支援計画の推進はもとより、保護者への育児・発達相談を担う保健分野、障がいのある子どもへの療育や専門的な指導を担う福祉分野など、関係機関と連携して、相互に情報交換を行いながら取組を進めております。

また、通常の学級に在籍する、ことばやコミュニケーションなどに課題のある子どもに対しては、通級指導教室での特別な指導や特別支援教育支援員による授業支援を行っており、本年度も効果的な運営の工夫に努めて参ります。

次に、キャリア教育についてです。

子どもたちが職場体験などの体験学習を通じて、望ましい職業観等を身に付けるキャリア教育に関連して、地元企業の施設見学が盛んに行われています。

特に、小学校では地元のものづくり団体の指導による木や皮を使った製作実習が行われ、中学校では職場体験が行われています。

今後も、地域の教育資源を生かした教育活動が推進されるよう、学校のニーズの把握や情報提供を行うなど、キャリア教育の充実にも努めて参ります。

次に、道徳教育についてです。

道徳教育は、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標に行われるものです。

今回の学習指導要領の改訂では、「特別の教科道徳」が位置付けられ、その目標・内容が見直されたところであります。小学校は昨年度から、中学校は本年度から検定教科書を主たる教材として授業が行われております。

こうした経過を踏まえ、今後とも、自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てることに留意し、よりよく生きるための基盤を育む道徳教育の充実に努めて参ります。

次に、体力向上についてです。

成長期にある子どもたちの体力は、生涯を通じて生き生きとした人生を送るための基盤であり、意欲や気力など、精神面の充実のためにも必要不可欠なものです。

現在、小学校第5学年と中学校第2学年で実施している全国体力・運動能力、運動習慣等調査をはじめ、全ての学校において新体力テストを行い、本市の子どもたちの体力及び運動能力等の実態把握と指導の工夫に生かしているところであります。

また、茂尻小学校に配置されている体育専科教員による先進的な指導事例を他校に発信するとともに、公開授業を通じて、市内全体の体育授業の向上に向け、引き続き努めて参ります。

併せて、各学校で取り組んでいる一校一実践の成果や課題を明らかにし、赤平市体力向上プランによる全市的な取組を継続して参ります。

なお、自ら進んで運動に親しむ子どもを育成するため、市内で実施される各種スポーツ教室・大会、少年スポーツの団体活動についても奨励して参ります。

次に、学校給食についてです。

学校給食費の会計方式については、近年、学校現場における業務の適正化の観点から、負担軽減と会計処理の透明化を図るため、地方自治体が自らの業

務として行う「公会計」の方式を取り入れる自治体が増えております。本市においても、平成29年度より、公会計化に踏み切り、平成30年度には徴収・管理体制の整備に努めて参りました。今後は、徴収業務が軌道にのるよう、鋭意取り組んで参ります。

また、安心・安全な学校給食の提供につきましては、衛生管理の徹底や食物アレルギー対応指針に基づく運営、調理施設のアスベスト対策などを継続していくとともに、調理業務について、これまでの直轄方式から民間委託方式を検討するなど、給食センター全体の業務改善を進め、万全を期して参ります。

さらに、地元生産農家から減農薬栽培米などの食材の寄贈や小学生の稲作体験など、食育に関する支援を受けており、本年度も関係機関と連携を図りながら、地産地消など学校給食への関心を高めて参ります。

次に、健康教育についてです。

心身ともに発達途上にある子どもたちが健やかに成長するためには、望ましい生活習慣を身に付ける必要があります。学校教育においては、保健体育、特別活動を中心に健康指導を行ってきておりますが、近年、高度情報化などによるライフスタイルの変化と子どもの健康との関連が指摘されております。

特に、小・中学生の睡眠不足や朝食摂取の乱れについては、学習時間の集中力や記憶力の低下にとどまることなく、脳や体の発達にも悪影響を及ぼすことが懸念されております。

また、従来から指摘されている子どもたちの肥満傾向や虫歯の増加、パソコン・スマートフォンなどの普及による視力の低下なども懸念されているところです。

そのため、学校での健康指導とともに、望ましい生活習慣の確立を目指し、「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推奨や、道が提唱している「ノーゲームデー」の実施、ネット利用に関する家庭でのルール作りの提唱など、学校と家庭が連携した取組に努めて参ります。

また、本市におけるフッ化物洗口は、昨年度で中学校第3学年までの完全実施となりましたが、今後この体制を継続して参ります。

さらに、生活習慣病の予防や、喫煙・薬物乱用の弊害についても関係機関と連携をとりながら、子どもたちの発達段階に応じた指導を行って参ります。

2. 新しい時代にふさわしい教育環境の改善

まず、小・中学校の適正配置計画についてです。

2校あった中学校を昨年4月に統合し、7月には新校舎に移転したところです。

また、市内3校の小学校統合については、小学校区ごとに、保護者や地域住民を対象とした説明会を行い、令和4年4月の統合について、出席者の皆様からご了解をいただきました。

その後、小学校統合準備委員会を発足し、統合に関わる諸課題について協議を行っているところであり、本年度も同委員会を継続するとともに、協議内容について、「統合準備委員会だより」等により市民の皆様へ周知して参ります。

次に、コミュニティ・スクールについてです。

平成29年度に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、教育委員会が所管する学校の運営等について協議する機関として学校運営協議会を置くことが努力義務化されました。

本市としては、昨年度まで2年間実施して参りました赤平市学校関係者評価委員会を、本年度から学校運営協議会に発展させます。地域住民等が学校運営に参画し、地域の教育力や教育資源及び地域の既存の組織の活用等について熟議を重ねながら、地域とともにある学校づくりを目指して参ります。

次に、ICT活用についてです。

ICT機器は学校の標準的な備品として配置される時代を迎えておりますが、なかでもタブレット端末は周辺市町に比べて充足が進んでおり、効果的な活用や教育の質の向上が期待されております。

これまでも、「赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略」の施策として、順次、導入を図っておりますが、引き続き、小・中学校でのICT環境の拡充

を進めて参ります。また、小学校におけるプログラミング教育の開始を見据えて、環境整備を進めて参ります。

次に、幼稚園教育についてです。

幼稚園教育は義務教育の基礎を培うものとして、幼児の健やかな成長のために適切な環境のもと行われるものです。昨年度には、幼稚園教育要領が改訂され、北海道教育委員会においては、幼児教育の共通化を図るため、北海道幼児教育振興基本方針が策定されるとともに、本市においては、認定こども園への移行を控えるなど、大きな転換時期となっております。

改訂されました「幼稚園教育要領」には「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示されております。主体的な活動を促す指導や遊びを通しての指導、そして、幼児一人一人の特性に応じた指導などを重視しながら指導することが示されました。

本年度も、園児一人一人の発達状況や興味・関心を十分理解し、幼稚園教育の推進に努めて参ります。

次に、小中一貫教育についてです。

小中一貫教育については、中1ギャップの解消をはじめ、義務教育9年間を見通した教育課程を通して、教育活動の効果を高めることが期待されているところであります。そのためには、小学校と中学校の双方が目指す子ども像を共有して、教育課程の意図的な編成により、指導の重点化と効率化を推し進める必要があります。

道内でも小中一貫教育を導入する自治体が増える傾向にあることから、本市においても、令和4年度の小学校統合に合わせ、小中一貫教育の導入に向けた環境を整えて参ります。

3. 安心・安全な学びを支える多様な教育支援の充実

まず、いじめ防止についてです。

いじめ防止の取組は、平成26年度施行の「いじめ防止対策推進法」を基本に、平成30年2月、「北海道いじめ防止基本方針」が改正されました。そこでは、いじめの定義の解釈の明確化とともに、いじめ

の未然防止の指導を基本に、いじめの疑われる事案が発生した際には、情報共有を含めて組織的かつ迅速に対応すること。そして、いじめの解消に係る判断の目安が示されました。

その動きを受けて、本市においても赤平市いじめ防止基本方針を改定し、いじめの早期発見のための定期的なアンケートや教育相談の有効活用を図るなど、いじめ解消に向けて活用して参ります。

次に、体罰の禁止についてです。

体罰は、児童生徒の人格を侵害する行為であり、いかなる理由があっても法令上において厳に禁止されていることであります。

また、通常の指導であっても、度が過ぎれば「体罰」に進行してしまうことから、児童生徒一人一人の理解を深め、子どもの特性に応じた指導に努めるなど、児童生徒の理解に基づく積極的な生徒指導により、効果的な教育活動が展開されるよう、各学校を指導して参ります。

次に、不登校についてです。

「教育機会確保法」が施行されて以来、学びの目的が達成されるよう、不登校の児童生徒の状況に応じた支援が大切にされております。

そのため、不登校傾向の状況や改善のための対策等を定期的に把握するとともに、早期の段階でスクールカウンセラー等との連携を積極的に進めます。また、必要に応じて学校関係者だけではなく、福祉関係者との連携も図るなど、不登校傾向が深刻な状況に進行しないよう、タイムリーで適切な支援に努めて参ります。

次に、安全教育についてです。

子どもたちの安全の確保については、災害時の防災教育をはじめ、登下校時の通学路における交通安全、不審者対策、スマートフォンなどの普及に伴うSNS等のトラブル対策、緊急時の学校と保護者との連絡体制の整備など、関係機関と連携しながら安全な環境整備に努めて参ります。

また、防災教育については、昨年度発生した北海道胆振東部地震及びブラックアウトなどの教訓を踏

まえ、避難訓練の実施はもとより、危険回避能力を育成する教育活動の推進を図って参ります。

次に、就学援助についてです。

就学援助制度は、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して必要な援助を行い、全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができるように設けられている制度です。

本市においては、申請により対象者を認定し、定められた援助をしておりますが、特に新入学児童生徒の学用品費については、入学準備の負担軽減を図るため、入学前の早期支給を行っております。

また、生活保護基準見直しに伴う準要保護者に対する就学援助については、就学援助制度の趣旨を踏まえ、児童生徒に影響が及ぶことのないよう対応して参ります。

なお、「赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略」としての「人材育成・定住促進奨学金」及び「高等学校等通学費等支援」については、きめ細かな情報提供に努めて参ります。

次に、教職員の服務規律保持についてです。

教職員の不祥事防止については、全道的に、毎年5月と6月を「コンプライアンス確立月間」として、法令遵守、意識啓発の職場研修を実施しておりますが、不祥事は根絶されていない状況にあります。

本市においても、改めて、その趣旨の徹底を図り、教育公務員としての自覚や意識を喚起して参ります。

また、「学校における働き方改革」については、国や道の動向を勘案しつつ、本市の「基本方針」に基づき、実効性のある取組を推進して参ります。

4. 学び合いで地域力を育む社会教育の推進

人口減少や少子高齢化の推移によって、社会環境が大きく変化するなか、第5次赤平市社会教育中期計画に基づき、市民一人一人が心豊かで生きがいのある生活を送るための学習活動を奨励して参ります。

子どもたちには、自主性や社会性など、生きる力を育てる学習機会の充実と、非行防止などの青少年

対策を促進しているところです。

さらに、高齢社会に対応して、生涯にわたって多様な学習ニーズに応えるとともに、文化活動・スポーツを気軽に行い、その学習成果や経験等が活かされることで、市民一人一人の生きがいに繋げるほか、人々や地域の交流を図り、心身ともに健やかで充実した生活を営み、地域社会の形成に寄与するよう社会教育の充実に努めて参ります。

また、赤平市総合計画との整合性から、第5次赤平市社会教育中期計画を1年間延長することとなりますが、令和元年度において、令和2年度から令和6年度までの第6次社会教育中期計画を策定し、さらなる社会教育の推進に努めて参ります。

まず、青少年教育についてです。

青少年期は、人生を営む上で基礎となる大切な時期であり、次代を担う子どもたちが健やかに成長していくため、学校・家庭・地域との連携が重要です。

各地区育成会をもって組織する赤平市青少年育成連絡協議会と連携を図りながら、令和元年度においても青少年の健全育成に努めるため、青少年リーダー育成を目的とした「ふるさと少年教室」、子どもたち自らの企画による遊びを通じた交流の場を作る「あかびら子どもまつり」、団体競技を通して協調性を育む「夏季・冬季スポーツ大会」「子どもかるた大会」、冬の野外における遊びの体験などによって交流を図る「子ども冬遊び事業」を継続して参ります。

また、全国的に社会問題化されている青少年非行、いじめ、不登校、児童虐待などにつきましても青少年教育の課題となっております。

従って、中学校統合を機に、平成30年度に学校や児童福祉関係者及び警察との連携による「赤平市青少年非行防止連絡会議」を設立いたしました。関係機関とより一層情報連絡を密にしながら、注意事項を周知するほか、問題発生の際は、迅速な対応を図るよう努めて参ります。

次に、公民館活動についてです。

東公民館及び交流センターみらいにつきまして

は、各種講座や教室、サークル活動などを通じて、学びあい、教えあい、交流を深める場として、幅広い年齢層の方に利用されております。

令和元年度は、「赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略施策」に基づく、高齢者の学びと交流を深めるため、高齢者大学を実施します。また、今後も市民ニーズにあった事業を継続するため、市民団体並びに行政内との連携を図るとともに、生涯学習まちづくり出前講座をはじめ、文化・教養を育む新たな事業の実施に向けた検討を行うなど、市民のための安全性を含めた施設整備を行い、生涯学習の推進に努めて参ります。

次に、図書館と読書活動についてです。

市民に親しまれる機能的な図書館運営を目指し、令和元年度においても、読み聞かせ会をはじめ、幼児を対象としたブックスタート、移動図書館などの定期的な事業のほか、小・中学生を対象とした読書感想文コンクール、専門家を招いた朗読とギター演奏など、幅広い年齢層に対する事業を継続して参ります。

また、令和元年度からの移動図書館につきましては、東公民館を平岸コミュニティセンターへ変更して、茂尻小学校を継続し、新たに文京生活館、豊里小学校、赤間小学校を会場に行って参ります。

今後も市民の知的ニーズに応え、幅広い世代への読書習慣の向上や学習活動などに繋がるよう、図書整備のあり方や読書に対する関心を高めるため努力して参ります。

次に、芸術・文化活動、文化財保護についてです。

赤平市文化協会を中心とした各種サークルや同好会によって、市民総合文化祭をはじめ、発表会や展示会、研修会など、積極的な芸術・文化活動が行われており、個人の豊かな心を醸成すると共に、コミュニティ形成などにも活かされ、生きがいづくりを期待できるため、今後も団体等に対する支援を継続して参ります。

また、文化財保護に関しては、赤平市を発展させた炭鉱の歴史を後世に受け継ぐことを目的として、

平成30年7月に開設した炭鉱遺産ガイド施設において、1年目は目標を上回る来館者数となりましたが、2年目となる令和元年度においても、小・中学校の授業見学、食のTANtanまつり、大手四山の関係者による公開トーク、北海道・ツアー会社・自治体などとの連携も継続し、子どもたちの歴史への関心を深めるため、炭鉱遺産絵画展を開催するなど、来館者増加に向けた新たな企画事業も検討して参ります。

さらに、赤平市の炭鉱遺産を構成文化財とする「炭鉄港」が文化庁の日本遺産に認定されましたが、炭鉱遺産の価値の証をより一層明確にするため、令和元年度の早期に、国の登録有形文化財指定を目指して参ります。

次に、体育・スポーツについてです。

令和元年度においても、北翔大学との連携事業として、子どもたちの体力向上を目指す「こども体力測定会・走り方教室」、子どもたちが元プロ野球選手からの指導を受け、夢と感動をもって技術向上に繋げる「こども野球教室」、北翔大学との連携により高齢者を主体として健康増進を図る「市民スマイルウォーキング」、市民の誰もが楽しむことができる「軽スポーツ・ニュースポーツ大会」、子ども・大人を対象とした各「水泳教室」、中学生を対象とした「バレーボール教室」を継続して参ります。

また、各スポーツ施設に関しましては、関係団体からの要望を検討し、維持管理に努めるほか、自然災害により課題となっているパークゴルフ場につきましては、第6次社会教育中期計画の中で移転先を協議して参ります。

今後も、市民の体力の向上及び健康増進などを目的として、北翔大学や体育協会、スポーツ推進委員、各スポーツ連盟などと連携して参ります。

II. むすび

以上、令和元年度の赤平市教育行政執行方針について申し上げましたが、執行にあたり、教育行政事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価に基づき、学校・家庭・地域・行政の一体となった取組を

通じ、より一層開かれた教育行政を目指しながら、効果的に執行して参りますので、議員各位並びに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 暫時休憩といたします。

（午前11時42分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（若山武信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（若山武信君） 日程第6 議案第7号赤平市選挙公報発行条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君） [登壇] 議案第7号赤平市選挙公報発行条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

公職選挙法の一部改正により、事務の合理化と各世帯配布の早期化を図ることを目的として選挙公報の掲載文の電子データによる提出が可能となり、本年6月1日に施行されましたことから、所要の改正を行うもので、公布の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第7号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、委員会の付託を

省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第7号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長(若山武信君) 日程第7 議案第8号赤平市森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(畠山渉君) [登壇] 議案第8号赤平市森林環境譲与税基金条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

本条例は、平成31年度税制改正において新たに創設された森林環境譲与税を基金により民有林の森林整備や管理に活用するために制定するもので、趣旨といたしまして森林整備を進めるに当たり、森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林の増加、境界未確定の森林の存在、担い手の不足等の問題を市が仲介役となり、森林所有者と林業経営者をつなぐシステムを構築することでさまざまな課題にて手入りができていなかった森林における間伐、路網等の森林整備やこのための意向調査、境界確定、森林整備を担う人材育成や担い手の確保等の取り組みを推進していくものでございます。

以下、条例の内容につきましてご説明申し上げます。

第1条につきましては、基金の設置について規定したものであります。

第2条につきましては、基金の積み立てについて規定したものであります。

第3条につきましては、基金の管理について規定

したものでございます。

第4条につきましては、基金の運用益金の処理について規定したものであります。

第5条につきましては、現金運用等の特例について規定したものであります。

第6条につきましては、基金の処分について規定したものであります。

第7条につきましては、このほか必要な事項は市長が定めると委任の規定であります。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(若山武信君) 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第8号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長(若山武信君) 日程第8 議案第9号赤平市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(畠山渉君) [登壇] 議案第9号赤平市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等の施行などにより、受給遺族や利率、償還等について改正されましたことから、所要の改正を行うもので、公布の日から施行するなどとするものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(若山武信君) 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第9号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長(若山武信君) 日程第9 議案第10号赤平市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(畠山涉君) [登壇] 議案第10号赤平市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令により、代替保育に係る連携施設及び食事の提供について改正され、平成31年3月29日に公布、平成31年4月1日から施行されましたことから、同基準を引用する本条例について所要の改正を行うもので、公布の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(若山武信君) 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第10号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長(若山武信君) 日程第10 議案第11号赤平市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(畠山涉君) [登壇] 議案第11号赤平市

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令により、放課後児童支援員の資格について改正され、平成31年3月29日に公布、平成31年4月1日から施行されましたことから、所要の改正を行うもので、公布の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(若山武信君) 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第11号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長(若山武信君) 日程第11 議案第12号赤平市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(畠山涉君) [登壇] 議案第12号赤平市国民健康保険条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

国民健康保険税の算出項目につきましては、標準基礎分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の3項目から構成されておりますが、北海道が策定した国民健康保険運営方針に基づき北海道内における保険税負担の統一化に向けた議論が始まったことから、本市におきましても今後段階的に北海道が示す標準税率に近づけていくための工程表を作成し、今般国民健康保険運営協議会におきましてそれぞれ項目ごとにご審議いただいたところでございます。さらに、平成31年度税制改正によりまして地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布され、国民健康保険税の課税限度額を引き上げ

るとともに、国民健康保険税の軽減税率について5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされましたことから、所要の改正を行うもので、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するなどとするものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第12号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（若山武信君） 日程第12 議案第13号赤平市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第13号赤平市介護保険条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

介護保険料は、所得金額等に応じてご負担をお願いしておりますが、このたび所得者の介護保険料の軽減措置の強化のため介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布、平成31年4月1日から施行されましたことから、所要の改正を行うもので、公布の日から施行するなどとするものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第13号につい

ては、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（若山武信君） 日程第13 議案第14号消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第14号消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

消費税及び地方消費税につきましては、本年10月より10%へ引き上げられるところでありますが、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処するとの考え方を踏まえまして、赤平市道路占用料徴収条例、赤平市水道条例、赤平市公民館使用条例、赤平市営テニスコート条例、赤平市都市公園条例、赤平市コミュニティセンター条例、赤平市ふれあいホール設置条例、赤平市総合体育館設置条例、赤平市下水道条例、赤平市コミュニティ広場設置条例、赤平市エルム高原家族旅行村条例、赤平市行政財産使用料条例、赤平市保養センター条例、赤平市ケビン村条例、赤平市特定公共賃貸住宅管理条例、赤平市市営住宅条例、赤平パークゴルフ場条例、赤平市エルム高原オートキャンプ場条例、エルムの里ほろおか交流センター設置条例、赤平市交流センターみらい条例、あかびら市立病院使用料及び手数料条例、赤平市普通河川管理条例、赤平市虹ヶ丘球場条例及び赤平市農産物加工実習センター条例の24条例の改正を行うもので、令和元年10月1日から施行するなどとするものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。北市議員。

○6番（北市勲君） ただいまの議案第14号の中で保養センターの利用料の入館料ですが、従来500円の

ものが520円になっていますが、この520円になった根拠についてご説明をお願いいたしたいと思いません。

○議長（若山武信君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（磯貝直輝君） 保養センターの利用料につきましては、従来500円だったものが5%を掛けまして、10円以下端数処理としまして520円というふうになっております。

○議長（若山武信君） 北市議員。

○6番（北市勲君） ただいま500円に掛けたとおっしゃいましたけれども、この500円の中に入湯税50円が入っているわけです。入館料としては500円取っても中身は税金が入湯税として50円かかっていると。入湯税にも消費税を掛けたということですか。その辺のところ説明をお願いしたいと思います。

○議長（若山武信君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（磯貝直輝君） 大変申しわけありません。500円から入湯税の50円分の差し引いたものに掛けたものでございます。

○議長（若山武信君） 北市議員。

○6番（北市勲君） 申しわけない。450円に20%掛けたということですか。そういうことで理解してよろしいですか。

（何事か言う者あり）

○6番（北市勲君） 5%。

（「はい、5%です」と言う者あり）

○6番（北市勲君） 5%ね。わかりました。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君） 今回の条例制定ですけれども、今後も消費税率が上がっていくものとして個々の条例の一部改正ではなく一括で制定するという、私は極めて乱暴な印象を受けましたが、そういう条例制定だと思います。24条例まとめてということです。公の施設の使用料、公営企業の料金、各種事業の利用者負担金等々、地方公共団体が行うサービス等で事業として対価を得て行う資産の譲渡や貸し付けに該当するもの、それを改定する、これに検討が必要ということで今回になったと。提案説明でもありま

したけれども、国の通知の内容だと思いますが、円滑かつ適正に増税分の転嫁をするよう指導があったというふうに聞いています。最終的には基本的な考えとして使用料は特定の使用する者だけが得られるサービスの対価として支払うものなので、受益者負担の原則に基づき経費に見合う適正な負担を求めるということを聞いておりますが、3月の行政常任委員会での質疑で墓地使用料、保育料、家賃等は非課税とされている。低所得者の方とかが多く利用するだろうと。一方、社会体育施設などはそうではないと思う。増税分は転嫁されて、利用者が負担すべきだということでした。健康増進のために社会教育施設は転嫁しないという考え、あるのではないかとということに対し、そのほうがむしろ政策的な判断だということでありました。これは前市長のときの委員会ですが、畠山市長も政策的な判断はしないという考えでしょうか。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 消費税につきましては、これまでもさまざまな方面から議論がされてきたものでございますけれども、一定の浸透はされてきているのではないのかなというふうには考えてございます。このたびご提案申し上げましたけれども、行政内部においても、それから庁議の中でも使用料ですとか利用料金の改定につきまして議論いたしまして、その結果をもとに今回ご提案をしたところでございます。また、先ほども議員ご指摘ございましたけれども、国、道からでございますが、適正な転嫁をするようにということで技術的な助言ということがなされております。そういったことも考慮いたしまして、庁議での議論の結果から今回消費税引き上げ分の転嫁やむなしという判断をしたところでございます。したがって、政策的に消費税の増税分を転嫁しないという政策的な判断はしないという考えでございます。

以上です。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君） 一定浸透していると。庁議の

中で議論した結果、やむなしと判断したと。政策的な判断はしないということでした。非常に残念だなというふうに思いますが、低所得者の方々は社会体育施設などはそれほど使用しないだろうと、影響がないだろう、だから転嫁していくという考え方にも受け取りようによってはとれるのではないかと。低所得者対策として本当に十分なのかというところはちょっと疑問が残ると思います。社会参加を拒むことになるおそれもあるのではないかと。

もう一点聞きます。今回の増税分の転嫁では、収入がそれほどふえないということになっております。上げ幅が少ないからということですか。そうであれば、受益者負担の原則を貫くより利用促進の観点から据え置くという判断はできなかったのかと思いますが、これもやはり政策判断として行わないという考えでしょうか。お伺いします。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 消費税の基本的な考え方としてでございますけれども、事業者が、納税義務者ということでございますけれども、最終的には消費者が消費税の総額を負担するという間接税ということも踏まえまして、今回消費税引き上げ分の転嫁はやむなしという判断をしたところでございます。

以上です。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君） 間接税で、最終的には消費者が負担するものだということは原則になるのかなと思うのですが、利用促進の観点から政策判断をしないということではないけれども、やはりそういう税の原則というものを貫いているという答弁かなというふうに私思います。施設の性格とか自治体の考え方できざまな選択がやはりあるのではないかとというふうに思います。原則を貫くことを優先するのか、利用促進であったり、健康増進であったり、あるいは低所得者の方々への対策、そういったところを議論した上で、やはりこれでなければいけないというふうになったという印象がちょっと受けない、受けられないという感じがします。

最後に、もう一問質問します。町内会館などは、指定管理者、つまり町内会と事前に協議をして据え置く判断になったというふうに聞いています。今回の条例制定に載っておりますが、エルム高原関連施設も指定管理者と事前に協議したということはこれ聞いていないのですけれども、これらの施設についても協議した結果、増税分転嫁妥当というふうに合意したのかお伺いします。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） エルム高原関連施設の指定管理者との事前協議ということでございますけれども、当然事前に協議させていただきまして、指定管理者でございますので、上限についての設定をしているというものでございまして、実施するかどうかにつきましては指定管理者の判断になるというふうに考えてございます。

○議長（若山武信君） そのほかございませんか。五十嵐議員。

○5番（五十嵐美知君） ただいまの議案第14号、今木村議員とのやりとりの中である程度把握しましたけれども、ただ委員会に付託されても市長おりませんので、この場で市長がおりますので、市長にちょっと確認したいのですけれども、この10月から10%に消費税が上がると。ですけれども、今回は前回8%のときと違って一括で水道条例も含め社会福祉施設、教育施設なども含まれて提案されております、24条例。そこで、上げるにしても市長がこのたび選挙で市民優先、そして対話を重視しているという姿勢からすれば、ここで先に条例を上げるのではなくて、皆さんに説明して、それからでもよかったのではないかと。なぜこのタイミングで一括上程したのか、その点ちょっと市長の考え伺っておきたいと思えます。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） このたびご提案申し上げますけれども、実施に向けては使用料等、消費税また地方消費税率の引き上げに伴って適正に転嫁するための改定内容につきましては、当然周知を図ってい

かなければならないというふうには思っております。私も市民との対話を交えた政策決定プロセスの確立ということを公約に掲げておりますけれども、先ほども申しあげましたけれども、これまでさまざまな議論がされてきた消費税でございます。基本的な考え方としては、繰り返しになりますけれども、事業者が納税義務者であると。そして、最終的には消費者が負担になるという性質のものでございます。10月1日からのスタートというふうに引き上げが見込まれておりますことから、この間周知につきましてもかなり日にちがかかるのではないのかなというふうに考えております。庁議の中でもこれまで何度か議論をさせていただきました。その中での庁議での議論の結果、それを踏まえましての判断でございます。

以上です。

○議長（若山武信君） 五十嵐議員。

○5番（五十嵐美知君） 市長の言っている話、結局庁議のみでのことでしょうか。その中での議論だけでしょうか。水道とか、そういう消費の部分では8%になったときもこれ実施しているからわかるのです。だけれども、さっきの木村議員とのやりとりの中でも社会教育施設だとか、そういうところは8%のやっていないわけですから、そういう各種団体とか利用者で使っている施設については説明を先にしてから後に条例改正してもよかったのではないかなと。市長が言っている市民優先とか市民との対話を重視するという姿勢からはちょっとずれているのではないかなと私は思ったのです。そこで、改めて市長のそういった考え方と今回のこの一括の取り組みをどんなふうを考えて行ったのだと。利用者に説明してからでも遅くはなかったのではないかと思うのです。だから、8%のときにやっている条例改正と今回の10%になることへの改定は私理解できるのです。だけれども、8%のときに導入していなかった施設についてなぜそのような考え方になったのかということを知っているのです。

○議長（若山武信君） 市長。

○市長（畠山渉君） 8%の引き上げのときでございますけれども、実は例えば100円の使用料でございましたら92円何がしの金額になるかと思えます。要するに8%の消費税分は現行の料金の中に、使用料の中に含まれているという整理をさせていただいていると思えます。したがって、100円のもので今回110円になるというものでは実はないというふうに捉えてございます。失礼。5%でございます。8%ではなくて、5%につきましては中に含まれているというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（若山武信君） 五十嵐議員。

○5番（五十嵐美知君） これ最後ですけれども、市長、これはやっぱり施設の利用料なんかは義務ではないのです。ないはずです。ですから、手間暇かけてしっかりと市民と約束した対話を通して、説明を通して、それからでも条例に関しては制定しているのではないかということから、私は聞いているのです。ですから、そのことしっかりと守っていただきたかったなと思います。手間暇かけてください。時間かけてください。それからでも間に合いますから。よろしく願います。何かあったら教えてください。

○議長（若山武信君） 要請ということでよろしいですか。

○5番（五十嵐美知君） いやいや、教えてください。

○議長（若山武信君） 答弁。では、市長。

○市長（畠山渉君） 8%から10%ということでございますけれども、これまでも何度か団体等とは指定管理者も含めて議論させていただいたところがございます。転嫁に当たって利用者の方に意見を聞くということも重要でございますけれども、金額の問題ではございませんけれども、今回の改定、個人の負担ですと例えば10円ですとか20円という金額が引き上げになるというふうに考えております。決して10円とか20円ですとか、そういった金額的な多い、少ないということ申し上げるつもりはございません

けれども、今回8%のときの先ほどおっしゃってありました議論、それも踏まえて、今度10月からは10%ということですので、少ない金額とはいえご負担いただくと、こういう市民の皆様方に対しましては申しわけないというふうに思っておりますけれども、消費税率、消費税の基本的な考え方にはやはり消費者であり、そして施設等を利用される方の負担になってくるというふうに思っております。決して消費税を負担するのが、引き上げ転嫁にはしない場合であっても消費税については負担をしなければならなくなってまいります。もし今回の引き上げをしない場合には財源的には薄く広くというふうになるかもしれませんけれども、市民の皆様方、利用されていない方々への負担にもつながってくるというふうに考えてございます。基本的な利用者の負担ということを踏まえて、今回のご提案とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（若山武信君） そのほかございませんか。
（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
ただいま議題となっております議案第14号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（若山武信君） 日程第14 議案第15号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第15号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

職員の退職手当の支給のため本市におきましては北海道市町村職員退職手当組合に加入しているところでありますが、平成31年3月31日に北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合が解散により当組合を脱退したことに伴い、

当該規約の一部を改正する必要がありますことから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるもので、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第15号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。
（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第15号について採決をいたします。本案は、原案どおりに決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（若山武信君） 日程第15 議案第16号令和元年度赤平市一般会計補正予算、日程第16 議案第17号令和元年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算、日程第17 議案第18号令和元年度赤平市霊園特別会計補正予算、日程第18 議案第19号令和元年度赤平市介護保険特別会計補正予算、日程第19 議案第20号令和元年度赤平市水道事業会計補正予算、日

程第20 議案第21号令和元年度赤平市病院事業会計補正予算を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長（伊藤嘉悦君）〔登壇〕 議案第16号から議案第21号まで各会計補正予算につきましてご説明申し上げますが、金額の増減を伴わない財源補正につきましては説明を省略させていただきます。

議案第16号令和元年度赤平市一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

一般会計補正予算（第2号）につきましては、第1条で歳入歳出にそれぞれ4億9,548万2,000円を追加し、予算の総額を93億5,000万円とするものであり、第2条で債務負担行為の追加、第3条で地方債の変更及び追加を定めるものであります。

議案書3ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正ですが、公営住宅建設事業（吉野第一団地）につきまして事業が2カ年度にまたがるため、債務負担行為の期間及び限度額を追加設定するものであります。

同じく第3表、地方債補正ですが、道路整備事業ほか普通建設事業の歳出予算計上に伴い、記載のとおり限度額を変更、追加するものであります。

次に、歳出予算について説明いたしますので、事項別明細書8ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費132万円の増額は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により令和2年4月から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、職員説明会や関連する条例の整備等、制度の円滑な導入を図ることを目的として会計年度任用職員制度導入支援業務委託料99万円を計上するほか、同制度に対応するため人事給与システム電算改修委託料33万円を計上するものです。

2目庁舎管理費500万円の増額は、老朽化した庁舎排水管を改修するための工事請負費を計上するものです。

3目電算管理費239万1,000円の増額は、特定個人情報提供に係る自治体間中間サーバープラットホー

ムの次期システム設計構築に要する経費として地方公共団体情報システム機構負担金を増額するもので、全額国庫支出金が充当されるものです。

4目広報広聴費792万8,000円の増額は、高齢者や障がい者に利用しやすいホームページに再構築するため、ホームページシステム改修委託料を計上するもので、全額あかびらガンバレ応援基金繰入金を充当するものです。

8目車両管理費141万円の増額は、老朽化した共用車1台を更新するための備品購入費を計上するものです。

9目企画費50万円の増額は、市民参加のまちづくりを推進するためまちづくり講演会の開催に要する経費として講師派遣手数料を計上するもので、全額あかびらガンバレ応援基金繰入金を充当するものです。

15目防災費22万2,000円の増額は、北海道市町村振興協会の設立40周年記念特別支援事業の助成内示を受け、避難所用の発電機1台を購入するための備品購入費を増額するものです。

10ページをお願いいたします。3項1目戸籍住民基本台帳費4万4,000円の増額は、コピー機の元号改正対応に伴い、使用料及び賃借料を増額するものです。

12ページをお願いいたします。4項2目参議院議員選挙費34万9,000円の増額は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、投票管理者等の報酬の額を改めるほか、選挙事務として臨時職員1名を任用するための賃金33万4,000円を計上するもので、全額国庫支出金が充当されます。

14ページをお願いいたします。3款1項3目老人福祉費98万1,000円の増額は、老朽化により寿の家住友老人クラブ集会所の床及び寿の家豊里老人クラブ集会所のトイレを改修するための修繕料を増額するもので、全額あかびらガンバレ応援基金繰入金を充当するものです。

8目プレミアム付商品券事業費9,777万2,000円の増額は、消費税率の引き上げに伴い、低所得者、子

育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えするため低所得者、子育て世帯向けのプレミアムつき商品券の発行に要する経費を計上するもので、国庫支出金2,777万2,000円、プレミアムつき商品券販売収入7,000万円が充当されます。

16ページをお願いいたします。3項1目生活保護費279万5,000円の増額は、生活保護法の改正により被保護者健康管理支援事業が創設されたことに対応するため、生活保護システム改修業務委託料270万円を計上するもので、全額国庫支出金が充当されます。また、飛び石により破損した公用車のフロントガラスを交換するための修繕料を増額するものです。

18ページをお願いいたします。4款1項2目生活習慣病予防費15万円の増額は、生活習慣病の一つである歯周病の検診事業を拡充するため健康診査委託料を増額するものです。

3目感染症予防費354万2,000円の増額は、高齢者の肺炎球菌感染症の定期予防接種に係る経過措置延長による接種対象者の追加に伴う経費のほか、風疹の予防及び拡大防止を図るため罹患率の高い年齢層の男性を対象に抗体検査や定期予防接種を実施するための経費を計上するもので、国庫支出金82万2,000円が充当されます。

20ページをお願いいたします。5款1項1目労働諸費15万円の増額は、地元企業の人手不足の改善を図ることを目的に6月1日に4市、町で設立した中空雇用促進協議会の負担金を計上するものです。

22ページをお願いいたします。6款1項3目農業振興費308万1,000円の増額は、特産品PRのため道内イベントに参加するための旅費4万円を計上するほか、地元農産物特産化を推進するための委託料304万1,000円を計上するもので、全額あかびら創生基金繰入金を充当するものです。

8目多面的機能支払事業費26万8,000円の増額は、活動組織による活動面積の追加等があったことから、交付金を増額するもので、道支出金20万円が充当されます。

24ページをお願いいたします。2項2目林業振興費250万円の増額は森林環境譲与税を原資として将来の森林環境整備に必要となる資金を積み立てるものです。

3目分収造林費80万2,000円の増額は、来年度の間伐に向け選木調査等に要する経費を計上するもので、分収造林事業受託収入80万円が充当されます。

26ページをお願いいたします。7款1項3目エルム高原施設費270万円の増額は、保養センター空調設備の老朽化に伴い男女脱衣室及び男子レストルームのエアコン3台の更新を行うための工事請負費を計上するもので、全額あかびらガンバレ応援基金繰入金を充当するものです。

28ページをお願いいたします。8款2項4目道路新設改良費1億1,390万円の増額は、来年度工事に向け東文通学線、東町2号通、昭和2丁目通の実施設計委託料として2,400万円を計上するほか、豊栄2丁目公園改良舗装、北文本通改良舗装、茂尻山手歩道改良、新町通ほか1路線排水整備、道路照明等更新の工事請負費として8,990万円を増額するもので、国庫支出金及び市債を充当するものです。

6目橋りょう改良費1,900万円の増額は、奈江沢2号橋及び大谷沢2号橋の橋梁改修工事費を計上するもので、国庫支出金及び市債を充当するものです。

30ページをお願いいたします。3項2目河川改良費1,000万円の増額は、ナエ川改修工事費を計上するものです。

32ページをお願いいたします。4項2目公園費1,930万円の増額は、都市公園改修工事の予定価格算出のための設計単価を調査するため実勢価格調査委託料30万円を計上するほか、翠光苑及び並木公園のベンチ、シェルター等を更新するための工事請負費1,900万円を計上するもので、国庫支出金及び市債を充当するものです。

34ページをお願いいたします。5項1目住宅管理費591万6,000円の増額は、高齢化対策として福栄1号棟雁木整備及び日の出、青葉シルバー非常用照明を更新するための工事請負費を増額するものです。

2目地域住宅建設費1億2,415万9,000円の増額は、吉野第一団地1号棟の新築工事費として8,290万9,000円を増額するほか、青葉団地の外壁屋上防水の改善工事費として4,125万円を計上するもので、国庫支出金及び市債を充当するものです。

36ページをお願いいたします。10款1項2目事務局費3,998万5,000円の増額は、スポーツセンターに保管してある蛍光灯安定器等を処理するため高濃度PCB廃棄物処理に係る経費を増額するものです。

38ページをお願いいたします。3項1目学校管理費284万8,000円の増額は、豊里小学校の複式学級解消のため臨時教員を採用するための賃金等を増額するものです。

40ページをお願いいたします。10款5項6目交流センターみらい費143万4,000円の増額は、雪害により破損した屋上屋根の改修を行うための工事請負費を計上するものです。

7目炭鉱遺産ガイド施設費256万5,000円の増額は、施設の場所をわかりやすくするための案内看板の新規設置に係る工事請負費を計上するもので、全額あかびらガンバレ応援基金繰入金を充当するものです。

42ページをお願いいたします。7項1目学校給食センター費696万8,000円の増額は、本年10月から学校給食の調理部門を民間に委託するための経費として1,355万6,000円を計上し、調理員の賃金658万8,000円を減額するものです。

44ページをお願いいたします。12款1項4目霊園特別会計繰出金67万円の増額は、井戸の漏水調査及び配管設備等の修繕料を繰り出すものです。

7目介護保険特別会計繰出金1,133万2,000円の増額は、消費税率引き上げに伴う低所得者の介護保険料における負担軽減強化に要する経費を繰り出すもので、国庫支出金522万6,000円、道支出金261万3,000円を充当するものです。

8目水道事業会計繰出金350万円の増額は、自家発電設備調査設計事業に係る一般会計負担金を繰り出すもので、一般会計出資債が充当されます。

戻りまして、4ページをお願いいたします。本補正の歳入といたしまして、地方譲与税歳出充当の国、道支出金、繰入金、諸収入及び市債をそれぞれ増額するほか、補正に伴う歳入不足額を調整するため19款1項1目繰越金1億2,913万1,000円を増額するものです。

続きまして、議案第17号令和元年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

事項別明細書6ページをお願いいたします。歳出ですが、1款1項1目一般管理費69万3,000円の増額は、国民健康保険制度改正に伴い応益割に係る被扶養者減免期間の見直しに対応するためシステム改修委託料を計上するもので、全額道支出金が充当されます。

続きまして、議案第18号令和元年度赤平市霊園特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

事項別明細書6ページをお願いいたします。歳出ですが、1款1項1目一般管理費67万円の増額は、霊園全体の水が出なくなったため、井戸の漏水調査及び配管設備等の修繕料を増額するもので、同額を一般会計から繰り入れるものです。

続きまして、議案第19号令和元年度赤平市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

事項別明細書6ページをお願いいたします。歳出ですが、1款1項1目一般管理費121万1,000円の増額は、介護保険料軽減強化等の介護保険制度改正に伴うシステム改修費を計上するもので、国庫支出金33万円が充当されます。

戻りまして、4ページをお願いいたします。歳入ですが、1款1項1目第1号被保険者介護保険料1,045万1,000円の減額は消費税率引き上げに伴う低所得者の介護保険料における負担軽減強化によるもので、5款1項1目一般会計繰入金1,133万2,000円の増額は保険料の減額分及びシステム改修費を繰り入れするものです。

続きまして、議案第20号令和元年度赤平市水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。国庫補助金の採択に伴う事業を実施するため第2条において収益的収入700万円、支出700万1,000円を増額し、第3条において資本的収入939万2,000円、支出984万5,000円を増額し、不足する1億539万4,000円を過年度分損益勘定留保資金で補填するもので、第4条の企業債の限度額、第5条の他会計からの補助金につきましても350万円それぞれ増額するものです。

3ページをお願いいたします。支出の1款1項4目総係費700万1,000円を増額は、民間資金等活用事業調査委託に係る費用で、その財源として2ページ、収入の1款2項2目国庫補助金700万円を計上するものです。

4ページをお願いします。支出の1款1項4目浄水施設改良費984万5,000円を増額は、非常用自家発電施設実施設計委託料に係る費用で、その財源として収入の1款1項1目企業債350万円、3項1目他会計補助金350万円、4項1目国庫補助金239万2,000円をそれぞれ計上するものです。

続きまして、議案第21号令和元年度赤平市病院事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。第2条において令和2年4月からの会計年度任用職員制度の円滑な導入を図ることを目的とした業務委託料を計上するため、収益的支出の予定額66万円を増額するものです。

以上、議案第16号から議案第21号につきまして一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 説明が終わりました。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。木村議員。

○3番（木村恵君） まず、一般会計が4点、水道事業会計が1点あります。

一般会計の8ページ、9ページ、総務費です。2

款1項1目一般管理費132万円の増額について、会計年度任用職員制度導入ですけれども、今回の制度導入支援委託の内容、具体的にどのようなものなのかを聞きたいということで、まず1点目。

2点目は20ページ、21ページ、労働費、5款1項1目労働諸費15万円の増額です。6月1日の4市町の協議会設置ということでしたが、所信表明にあったものかと思いますが、赤平市では現在どのぐらい人手が足りていないのかということと協議会の設置の経緯というのをあわせてお伺いしたいということです。

それから、3点目が36ページ、37ページ、教育費です。10款1項2目事務局費3,998万5,000円を増額ですが、スポーツセンターのPCB廃棄物処理ということでした。今行う理由に何があるのかということで、例えば跡地利用に何か進展があったのか、あるいは財源的に有利なものがあったのか、その理由をお伺いしたいと思います。

4点目です。40ページ、41ページ、10款5項7目炭鉱遺産ガイダンス施設費256万5,000円を増額です。看板設置であかびらガンバレ応援基金を充当するということでしたので、財源的には寄附者の目的に合った使い方なのだろうというふうに思います。どこにどのようなものを何方所設置するという予定があればお聞きしたいと思います。

最後です。水道事業会計補正予算です。3ページです。収益的支出、1款1項4目総係費ですけれども、700万1,000円を増額です。民間委託調査費用ということで国から財源あるのですけれども、具体的な調査項目、どういったものになるのかということで、国の進めようとしているコンセッション方式などもこの調査には含まれるのかお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（若山武信君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） 一般管理費委託料132万円、そのうちの会計年度任用職員制度導入支援業務委託料99万円の内容でございますが、制度の説明研修会、

これを2回ほど見えています。それと、任用根拠の明確化、適正化、制度導入に関するヒアリングシートの作成ですとか法令改正に伴う例規の整備支援、そのような内容の委託というふうになっております。

以上でございます。

○議長（若山武信君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（磯貝直輝君） 労働費の中空知推進協議会の設立の経緯と市内での人手不足がどのくらいあるかということでお答えしたいと思います。

平成30年度の労働基本調査報告書によりますと、市内62社の事業数に対しまして調査を行いまして、従業員の現在の過不足状況ということで報告をいただいております。これによりますと、正規従業員、延べ人数ですが、建設業で26人、製造業で24人、サービス業で8人、その他で23人、合計で81人従業員が不足しているという報告が昨年なされております。また、企業情報ウェブ版のジョブリポによりますと、ただいま現在で複数の職種にはわたりませんが、5社について募集しているところでございます。

また、中空知雇用推進協議会の設立の経過としましては、平成29年10月に北洋銀行、北門信金、滝川人材定着推進協議会等により開催されました地方創生セミナーというところで中空知の雇用問題に対して各自治体だけでは雇用の確保は困難とされ、広域での相互的な経済成長戦略の必要性があるというふうに分析された結果が示されました。これを受けまして、中空知広域県内での雇用に取り組む中空知プロジェクトの提案を受け、4市1町の自治体で意見交換をスタートさせました。この中で地元企業の人手不足解消、若年層の地元就職推進を目指し、中空知雇用推進協議会の設立に向け準備を重ね、推進会議及び担当者検討会議を各4回ずつ重ねて事業収支の計画を練ってきたところでございます。中空知雇用推進協議会に関しましては、事業の内容としては市内に在住する高校生、大学生に地元企業を知ってもらうためそれぞれのまちの企業を訪問する企業見学バスツアー、それと近年の就職活動で親の反対を

理由に学生が内定を辞退するというケースがふえているため、企業側が親に内定の承諾を確認するような傾向がふえている。このため、学生の就職活動に親が大きな影響を与えているので、子供の就職を考えるに当たり、都市部の知名度の大きな企業だけではなく、地元の企業を選択肢の一つにしてもらうために学生の親と学生と両方向けに就労支援セミナーの開催を計画しております。最終的には4市1町の自治体で意見交換を始めましたが、3市1町となり、それぞれの負担金として予算計上をしたものでございます。

○議長（若山武信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） 教育費のPCB廃棄物処理委託料についてであります。処理期限は令和4年度末までと法で定められておりますが、処理事業所が限られており、時期が遅くなると混雑が予想されますこと、また処理費用が消費税課税対象であることから、本年度9月末までに完了する予定として予算計上させていただいており、財源的に有利なものは特段ございません。

以上です。

○議長（若山武信君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊藤寿雄君） 炭鉱遺産ガイダンス施設の看板の関係でございますが、特に市外から車でお越しになられた方、さらにはバス、列車でお越しになって歩いてこられた方が、ガイダンス施設について看板の位置が入り口のところで横向きになっているということもありまして、それで施設を通り過ぎてしまったために複数の方から看板を設置すべきという要望のお声もいただきまして、そこで高さ3.9メートル、幅3.6メートルの看板をガイダンス施設向かいの道路を挟んだ先の駐車場の入り口の場所のほうへ1カ所のみ設置をさせていただくための今回の増額予算とさせていただいております。よろしく願いいたします。

○議長（若山武信君） 上下水道課長。

○上下水道課長（亀谷貞行君） 水道事業収益的支出の700万1,000円の内容でございますが、内閣府の

補助事業でありまして、官民連携を主とした事業であります。ご質問のコンセッション方式ですが、そこまでを目的としているものではございません。調査の内容としましては、今後継続可能な上下水道事業、主に水道事業で民間資金の活用、また広域連携などあらゆる方向から調査を行い、今後どのように事業展開をしていくか、どう民間資金を活用できるのか、どう広域連携を模索していくのかをする事業で、ことしの2月に応募し、3月中旬に内示をいただいた事業でございます。

以上です。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君） 2点お伺いしますけれども、まず会計年度のところですけれども、研修2回、その他ヒアリングシート等の作成ということでしたが、研修はこれ各課説明会というものではないということなのでしょうか。6月から各課説明会を開催していくというスケジュール自体が実質7月からになると思うのですけれども、まずその研修というのは誰向けにやるのか、そして各課説明は誰が主体になって行うのか、あとスケジュールのおくれ等は問題ないのかということなのです。前市長が設置した行政改革室でこれにかかわる検討、協議をしていたということ聞いていますけれども、説明の主体はどちらが行われるのでしょうか。

それと、もう一点、労働費なのですけれども、詳しく答えていただきましてありがとうございました。大変厳しい人手不足なのだという実感したのですけれども、4市1町で始まったものが今3市1町で4市町ということで、やめた自治体がどういう理由でやめたのかなというのはすごく気になるのですが、近隣自治体も雇用確保においてはいかに住んでもらうかということが一番重要になってきていて、赤平市も総合戦略で独自にやっているのですけれども、その取り組みと、広域でやっているの、影響などが出てこないのかという懸念があると思うのですが、その辺についてお伺いをしたいと思いません。

○議長（若山武信君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） お答えをさせていただきます。

制度説明研修会2回ということでお答えしました。これは、先ほど6月を予定していたものがそのうちの1回になります。これの対象者なのですが、6月については若干おくれて、7月に入り込むというふうに考えていますけれども、管理職対象が1回と、それと残ったもう一回というのが人事管理担当部署、要は会計年度職員の配置されるであろうその部署の担当者に対する説明会と、そのように考えております。

以上です。

○議長（若山武信君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（磯貝直輝君） 空知管内の高校等につきまして、大学等につきましても進学校が最近多くなりまして、就職される子供の数というのが極端に少なくなってきて、芦別高校は1クラスだとか、滝西、滝川西高校も1クラス、あとは滝川工業高校、あと滝川高校についてはおおよその生徒さんが進学されるということで、赤平にも高校がないことから、連携を組んで、高校がある芦別市ですとか滝川市と連携をしながらやったほうがより効果的ではないかというお話になりまして、このような形になりました。

以上です。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君） 総務費なのですけれども、会計年度なのですが、非常勤の方々の労働条件が変わると同時に、それと財政的な問題というのがしっかり考えていかなければいけない問題だなというふうに思っておりますので、業務委託も視野に入ってくるという話、あるいは今の関係部署へということもあったと思うので、しっかりやっていただきたいのですが、いつごろこの方針というのが固まる予定かをお伺いしたいと思います。

○議長（若山武信君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） お答えさせていただきます。

す。

今回支援業務ということで委託料を組ませてもらいました。これが認めていただければ専門業者のほうと委託の締結を結びまして、業務が円滑に進むよう進めていくということになります。当然予算にも関係することになりますので、新年度予算の予算要求、それまでについてはある程度内容固めた中で、そして制度、来年の4月から始まりますけれども、その制度に向けて募集におくれることのないようそのように進めていきたいと、そのように努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（若山武信君） 安藤議員。

○2番（安藤繁君） まず、第1点ですけれども、22ページ、23ページの農林水産業費、農業費の関係ですけれども、13番、委託料の特産品ブランド化推進業務委託料ということで載っていますが、この特産品については……

○議長（若山武信君） もう少し大きい声で。マイクに向かって。

○2番（安藤繁君） 特産品については、何かはつきり決まった特産品があるのかどうかお伺いしたいと思います。

続きまして、住宅費の関係ですけれども、34ページ、35ページです。これの地域住宅建設費の関係でございますけれども、公営住宅の新築工事、これについては吉野第一団地だと思うのですけれども、これについて当年度の補助金、それから工事費の金額、そしてどういう起債が充てられて、一般財源の持ち出しはどのぐらいになるのか、そして単年度でなくて2年継続事業だと思っておりますけれども、これについての大枠の最低の家賃、また最高の家賃等についてお伺いしたいと思います。

もう一点は、40ページ、41ページです。教育費、社会教育費、7番の炭鉱遺産ガイダンス、今ちょっと木村議員さんからも質問がありましたけれども、これについては今1カ所、今のガイダンスの施設の1カ所ということなのですけれども、今後人が集ま

りやすい幌岡のエルム高原温泉の入り口のところで、ローソンのあるところですか駅前広場に設置するような予定はないのか、そしてどうせ設置するのでございましたら、三笠市のほうにことしの春、立坑やぐらと美唄等も見てまいりました。その中で三笠市ではジオパークの博物館、それから高校生卒業者がやっている敷地のところに市内の全体のいわゆる施設、図面をやっておりまして、非常に行ったときに行く場所がわかりやすいと。赤平市も立坑やぐらだけでなくズリ山、777段階段、それからエルム高原温泉、流政之先生の公園、北海頭首工、それから独歩苑、コチョウランの、こういういろんな施設がございますので、今後せっかくなのであれば総合的に人の集まるところに赤平に来たときに案内が行きやすいような、そういう考え方を持っておられるのか、まるっきりないのか、そこら辺をお伺いしたいと。

以上、3点。よろしくお願いたします。

○議長（若山武信君） 農政課長。

○農政課長（若狭正君） お答えいたします。

特産品についてですけれども、平成29年度に赤平トマトスープカレーが1品できておりまして、平成30年度、それをもとにトマトカレーパンをつくっております。今後そのトマトカレーパンとトマトスープカレーをPRしていくような形をとりながら推進体制をつくっていくということを念頭にこのような予算とさせていただいております。

○議長（若山武信君） 建設課長。

○建設課長（高橋雅明君） 地域住宅建設費ですけれども、今年度につきましては工事請負費で1億2,415万9,000円を計上させていただいております。国庫支出金については4,950万9,000円、地方債につきましては6,080万円、一般財源につきましては1,385万円となっております。また、全体で3億2,450万円ということで、国庫支出金につきましては1億3,697万円、地方債につきましては1億7,340万円、一般財源につきましては1,413万円となっております。また、家賃等につきましては、今ちょっと手元

に資料がございませんので、委員会のときでも、後日説明させていただきたいと思います。

○議長（若山武信君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊藤寿雄君） 炭鉱遺産ガイダンス施設の看板の関係でありますけれども、場所等のPR等含めて市内の公共施設のいろんな場所にはポスター、あるいはチラシ等も置いて、PRのために使わせていただいております。また、従来でいう国道、道道、こここのところには旧住友赤平立坑といった看板は設置されていますので、道路上でいう、あとズリ山も看板が立っております、今後の課題としてはバイパスを通過して虹かけ橋、こちらに入ってきた段階での方向性の看板がないというところ、この辺は状況によってそういった、先ほど申し上げたようなそういう要望等の声もお聞きいたしましたら、その段階でその通り道で数カ所とは言わなくても何カ所、どこにつくるべきかということは検討させていただきたいと思いますが、今回の増額補正予算も250万台ということもありまして、まずはガイダンス施設のほう優先させていただきますので、改めてそういう課題が発生したら検討していきたいと思っています。よろしくお願いたします。

○議長（若山武信君） 安藤議員。

○2番（安藤繁君） 先ほどの地域住宅建設費の関係ですけれども、起債の償還、年限は何年ぐらいなのかというのを一回聞いていきたいと思っています。償還が終わらなければ多目的な使用はできないと思っております、そういう多目的な使用をいろいろ考えているのであれば、償還期限がどのぐらいになるかということをお伺いしたいと思います。

あと、先ほどの炭鉱遺産のガイダンスの関係なのですけれども、できればやはり総合的に赤平の、そういった観光施設というわけでないのですけれども、他市にアピールするようなものがありましたら、私も三笠に行ったときに、昼にかけて行きましたものですから、あれですけれども、食事をしてきたのです。そういった面ではやはり食事をしたり……

○議長（若山武信君） 安藤議員、何か内容がはっ

きりわからないのですけれども、ごちゃごちゃ、ごちゃごちゃしゃべっていて。それで、別のところでちょっと細かい部分については質疑やっていただきたいと思いますけれども。

○2番（安藤繁君） そうですか。

○議長（若山武信君） それと、マイクの使い方、もう少しはっきり近くでそれからしゃべり方もはっきり言っていただきたいと思います。

○2番（安藤繁君） 初めてなものですから、ご容赦していただきたいと思うのですけれども、1つちょっとここで言うておきたいのですけれども、赤平市の全体のいろんな施設ありますけれども、そういった施設が一目でわかるような案内板をぜひ考えていただきたいなと思います。

○議長（若山武信君） それガイダンスに限っての話、やりとりしてましたから、そうすると別な話になるのです。ですから、ほかのところでもまた質疑をやっていただきたいと思っております。

○2番（安藤繁君） 了解しました。初めてなもので、ちょっとはみ出したみたいで、申しわけございませんけれども、はい。

○議長（若山武信君） それぞれに答弁いただいておりますので、これで打ち切りまして、後ほど具体的な質疑してください。よろしいですか。

○2番（安藤繁君） はい、よろしいです。

○議長（若山武信君） 東議員。

○9番（東成一君） 1点だけ質問させていただきます。

一般会計補正予算の22ページ、6款1項3目の委託料の304万1,000円、これはこの特産ブランド品など委託販売している業者あると思うのですが、そこに支払う金額でしょうか、それともほかに推進事業にかかっているお金も含まれているのでしょうか。お伺いします。

○議長（若山武信君） 農政課長。

○農政課長（若狭正君） お答えいたします。

これは、特産品の推進、今まで農産物特産品化推進事業としてやっていたところがありまして、それ

を新たにブランド化していくということで、先ほど言いました赤平トマトスープカレー、それとトマトカレーパンを今後ブランド化して販売していくところの体制をつくっていくところなのです。それで、今まで東京ののれん会というところに委託していた部分の委託料、これをまたことし1年継続しまして、推進体制、今までのれん会が主体となって販売していた部分を赤平の地元で販売していくという推進体制をつくるためのアドバイスをいただくというような形で進めていくところでございます。

○議長（若山武信君） 東議員、よろしいでしょうか。どうぞ。

○9番（東成一君） すると、これは業者、のれん会に支払う金額ではない。

○議長（若山武信君） 農政課長。

○農政課長（若狭正君） いろいろとコンサルティング受けるのです。そういった部分のコンサルティング料としてこの304万1,000円がかかるというような形になります。

○議長（若山武信君） 東議員。

○9番（東成一君） わかりました。

○議長（若山武信君） そのほかにごございますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第16号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号については、9人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号については、9人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項により、議長において、北市議員、御家瀬議員、竹村議員、安藤議員、伊藤議員、東議員、木村議員、五十嵐議員、鈴木議員、以上9名を指名します。

暫時休憩いたします。

（午後 2時29分 休憩）

（午後 2時50分 再開）

○議長（若山武信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（若山武信君） 日程第21 報告第1号株式会社赤平振興公社の経営状況についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長（伊藤嘉悦君）〔登壇〕報告第1号株式会社赤平振興公社の経営状況につきまして、ご報告申し上げます。

第37期営業年度、株式会社赤平振興公社事業報告書、決算報告並びに株主資本等変動計算書についてご説明申し上げます。

最初に、1ページの事業概要であります。庶務事項といたしまして、昨年5月29日に定時株主総会を開催しております。以降、12月までの取締役会を記載のとおり案件で開催しております。

次に、2ページの事業報告書について申し上げます。1のエルム営業所ではありますが、保養センター事業につきましては、前期実績より入館者が2,362人の減となりました。人口減少や高齢化に加え、天候不順の影響も大きく、繁忙期の7月、8月には雨の日が多かったこともあり、前年同時期と比較して1,600人ほど減少したところです。加えて、近隣の温泉施設のリニューアルの影響も受けたことは否めないところであります。ケビン村事業につきましては、前期実績より172回の利用減となりました。昨年度ケビン数棟を長期間利用していただいた団体と同様の利用客がなかったことが一番の原因であると考えて

おります。

2の赤平営業所ではありますが、エルム高原施設管理事業につきましては、家族旅行村におけるキャンプ利用人数は271人の減少、テニスコートなどの施設利用も含めると1,436人の減少となり、またオートキャンプ場も利用人数は391人の減少、サイト数では103区画の減となりました。減少の要因といたしましては、保養センター同様7月、8月に雨の日が多かったことが一番の要因であり、上半期の昨年度比較では500人以上減少しております。一方、冬季のキャンプが増加し、11月から3月のキャンパーが昨年度より300人ほど増加したところでございます。次に、じん芥収集運搬事業につきましては、一般ごみの収集量が35.28トンの大幅な減少、資源ごみも0.82トンの減少となり、全体で約36.1トンの減少となっております。住友地区共同浴場事業につきましては、前期より3,168人の減となりました。

3の本町営業所につきましては、平成28年度より公社の新規部門として事業を開始し、3年が経過いたしました。市内高齢者の雇用の場を提供し、各公園管理、墓地清掃など市民の方が多く集まる場所を清潔かつ健全に管理を行っているところでございます。

次に、4ページの平成31年3月31日現在の貸借対照表についてご説明申し上げます。資産の部でございますが、流動資産は計3,838万6,972円でございます。そのうち普通預金999万1,208円、定期預金1,800万円を合わせて2,799万1,208円が預貯金であります。また、未収金につきましては、赤平市から支払われる3月分委託料であります。固定資産は273万3,744円であり、減価償却を終えました機械器具類の残存価格を計上しております。以上、資産の部の合計は4,112万716円でございます。

次に、負債・資本の部でございますが、流動負債は1,968万1,168円でございます。未払い金の1,463万934円は、給料を含めました3月分の会社経費であります。純資産は資本金、利益準備金及び繰越利益剰余金を合わせまして2,143万9,548円でございます。以上、

負債・資本の部の合計は4,112万716円でございます。

次に、5ページの第37期営業年度の損益計算書についてご説明申し上げます。営業損益の部、営業収益でございますが、販売売上収益は7,299万7,171円でございます。赤平市からの委託料収入であります受託事業収益は9,077万3,912円であり、各受託収入の内訳は記載のとおりであります。以上、営業収益の合計は1億6,377万1,083円でございます。営業費用でございますが、物品等の仕入れ原価であります販売売上費用につきましては1,040万5,921円でございます。人件費や事業に係る経費などの販売費及び一般管理費につきましては1億5,566万1,538円であり、各事業費の内訳は記載のとおりであります。以上、営業費用の合計は1億6,606万7,459円であり、営業収益から営業費用を差し引きました229万6,376円が営業損失となったところでありますが、営業外損益の部の営業外収益が15万8,341円ありましたので、税引き前の当期純損失は213万8,035円となり、法人税等充当額20万6,293円を加え、結果といたしまして平成30年度は234万4,328円の純損失の計上となったところであります。

次に、6ページの第37期営業年度の株主資本等変動計算書についてご説明申し上げます。当期の剰余金でございますが、下段の表のその他資本剰余金及びその他利益剰余金の内訳書の右側になりますが、前期末の残高は987万5,876円でしたが、当期純損失234万4,328円を差し引きしました753万1,548円を当期末残高として、次期繰越金とするものであります。

7ページの結びでございますが、第37期営業年度は、特に保養センター入館者の大幅な減少並びに原油の高騰、高どまりによる減収が大きく影響し、厳しい経営状況となりました。一方、公園管理等の受託事業がふえたことにより一部収入が増加しましたが、最終的には234万4,328円の純損失を計上するに至りました。今後におきましても景気動向を注視し、積極的なPR活動を行うとともに、一層の効率的な事業の執行に努めてまいりたいと結んでおります。

なお、8ページには監査報告書、9ページから11

ページにかけましては決算に関する資料を、12ページから18ページにかけましては事業実績に関する資料を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、ご報告申し上げましたので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第1号については、報告済みといたします。

○議長（若山武信君） お諮りいたします。

委員会審査及び議案調査のため、あす18日から24までの7日間休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、あす18日から24日までの7日間休会することに決しました。

○議長（若山武信君） この際、ご報告いたします。

さきに設置されました予算審査特別委員会の正副委員長が決定いたしました。

委員長に伊藤議員、副委員長に安藤議員が選任されましたので、ご報告いたします。

○議長（若山武信君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 3時00分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)